

## 令和3年村上市議会第2回定例会会議録（第3号）

### ○議事日程 第3号

令和3年6月14日（月曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### ○出席議員（21名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	19番	佐藤重陽君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

---

### ○欠席議員（1名）

16番 川崎健二君

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君

税 務 課 長	大 滝	慈 光	君
市 民 課 長	八 藤 後	茂 樹	君
環 境 課 長	瀬 賀	豪	君
保 健 医 療 課 長	信 田	和 子	君
介 護 高 齡 課 長	大 滝	き く み	君
福 祉 課 長	木 村	静 子	君
こ ど も 課 長	中 村	豊 昭	君
農 林 水 産 課 長	稲 垣	秀 和	君
地 域 経 済 振 興 課 長	田 中	章 穂	君
観 光 課 長	永 田	満	君
建 設 課 長	伊 与 部	善 久	君
都 市 計 画 課 長	大 西	敏 行	君
上 下 水 道 課 長	山 田	知 行	君
会 計 管 理 者	菅 原	明	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川	良 和	君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	木 村	俊 彦	君
消 防 長	佐 藤	正 弥	君
学 校 教 育 課 長	渡 辺	律 子	君
生 涯 学 習 課 長	大 滝	寿 子	君
荒 川 支 所 長	平 田	智 枝 子	君
神 林 支 所 長	加 藤	誠 一	君
朝 日 支 所 長	岩 沢	深 雪	君
山 北 支 所 長	斎 藤	一 浩	君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	長 谷 部	俊 一
事 務 局 次 長	内 山	治 夫
書 記	中 山	航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は21名です。欠席の者1名で、川崎健二議員からは通院加療のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、河村幸雄君、19番、佐藤重陽君を指名いたします。ご了承をお願いします。

---

日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、11日に引き続き一般質問を行います。

本日の一般質問は4名を予定しておりますので、ご了承をお願いします。

最初に、7番、本間善和君の一般質問を許します。

7番、本間善和君。（拍手）

〔7番 本間善和君登壇〕

○7番（本間善和君） 皆さん、おはようございます。それでは、市声クラブ、本間善和、一般質問をさせていただきます。

第1番目に、山北中学校体育館の雨漏りについてでございます。山北中学校の体育館は、雨漏りや結露のため、体育館で体育の授業を行えない日があるとお聞きしておりますが、現状についてお伺いいたします。

2番目、体育館は数年前に屋根の改修工事を終えていると思います。一日も早い対応が必要と考えますが、これまでの経緯と今後の改善に向けたスケジュールについてお伺いいたします。

2番目、コロナ禍における危機管理についてでございます。昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症が市内においても3月末頃から急速に感染が拡大し、これまで連日のように陽性者が確認されています。政府は全国民に対して不要不急の外出自粛を呼びかけていますが、感染者の減少には至らず、社会経済に大きな打撃を与えています。唯一の打開策として世界中が期待しているワクチン接種が、市内では65歳以上の高齢者に対して5月9日から始まりしました。県内の自治体の中でも早い段階で接種が開始され、また、予約者の接種前倒しが実現されていることに感謝を申し上げます。その中で、今後も続くと思われる感染者減少への対策と接種を控えている64歳までの接種者への教訓とするために、以下の点についてお伺いいたします。

①番目、市内で感染者が多く確認された保育園内の感染関係について、今後の教訓とするために、しっかりとした検証が必要と思いますが、お考えをお伺いします。

②番目、市が管理する保育園で陽性者が確認されたため休園となり、保護者は家庭保育を行うため職場を休まざるを得なくなりました。所得が減収となった家庭への所得補償が必要と思いますが、お考えを伺います。

③番目、陽性者が医師または保健所の判断で自宅療養を指示された場合について、誰がどのような方法で症状の推移を把握し、容体急変時にどう対応するのか、県当局との連携等について伺います。

④番目、今後予定されている若い世代へのワクチン予約時に、新たに年代別予約や郵送予約等を検討し、混乱回避を検討するべきと思いますが、お考えを伺います。

3番目、村上市ゼロカーボンシティの表明について。6月4日、「村上市ゼロカーボンシティ」として表明したことは、今後の世代のために非常に重要なことと思います。2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、「村上市ゼロカーボンシティ」への取組と決意をお伺いします。

4番目、旧香藝の郷美術館の利活用についてでございます。平成29年度に購入した瀬波温泉の旧香藝の郷美術館の利活用については、これまで8名の議員が13回にわたり利活用等について、一般質問を行っております。答弁では「市民と観光客との交流拠点」と「子育て世代のファミリー層が屋内で集える施設」をコンセプトに施設計画を図ると伺っていますが、具体性に欠け、抽象的な答弁と感じます。課題を抱える中でも購入に至った物件が4年を経過しようとしている今、市民に対してこれまでの取り組んできた調査や検討を丁寧に説明し、いつの時期を目指して、どのように活用するか具体的に示す必要があると感じます。温泉の中心部にあるコンセプトを重要視するのであれば、一例ですが、瀬上温泉足湯広場、地元物産朝市広場、イベント広場などの活用を提案したいと思いますが、市長のお考えを伺います。

市長答弁の後、再質問させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。それでは、本間議員の4項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、山北中学校体育館の雨漏りについては、教育長から答弁をいたさせます。

次に、2項目め、コロナ禍における危機管理についての1点目、市内で陽性者が多く確認された保育園内の感染関係について、しっかりとした検証が必要と思うが、お考えはとのお尋ねについてでございますが、新型コロナウイルスの感染症患者が3月末から4月にかけて市内保育園で相次ぎ確認され、職員24人、園児13人が罹患をいたしました。これに伴い7保育園が臨時休園し、保護者の皆様には家庭保育等により多大なご負担をおかけいたしました。このことから、本市といたしま

しては今後の新型コロナウイルス感染症の感染対策強化に向け、全職員を対象としたアンケートを実施いたしましたところであります。結果といたしまして、検温や日常的なマスク着用などはおおむね遵守されておりましたが、食事中の会話や風邪症状があるときの出勤など、感染リスクを伴う行動があったことは反省すべき点であることから、感染症対策を徹底するよう、いま一度指示をいたしたところであります。また、公共施設における感染リスクの検証のため、感染管理認定看護師による感染症対策実地指導を行い、感染拡大防止についての認識を深めるとともに、施設の課題に対する改善策を講じたところであります。新型コロナウイルス感染症は、目に見えないウイルスに起因する感染症であり、これまでの保育園での感染の原因や感染ルートにつきましては、村上保健所並びに新潟県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議のメンバーである新潟大学大学院、菖蒲川特任教授の検証結果でも特定することができないという見解でありました。また、今回の状況といたしましては、感染症患者に無症状の人が多くことや複数の人と接触する場面の多い保育園等の施設の性質も職場内での感染が広がった要因の一つと考えられるとの見解が示されたところであります。加えて、感染リスクの高い場面が幾つか確認されていることから、村上保健所並びに感染管理認定看護師の指導を踏まえ、徹底した感染症対策に取り組んでいるところであります。

次に、2点目、市が管理する保育園で陽性者が確認されたため休園となり、保護者は家庭保育を行うため職場を休まざるを得なくなった。所得が減収となった家庭への所得補償が必要と思うが、お考えはとのお尋ねについてでございますが、1点目のご質問でもお答えをいたしました。村上保健所等の検証結果においても保育園における新型コロナウイルス感染症の感染原因については特定ができないとの見解でありました。また、感染した方も意図的に感染したわけではなく、また感染を広げようとしたものでもありません。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。意図せず感染が広がる場合があります。こうしたことから、収入が減少した世帯に対し市が直接所得補償を行うことは難しいものと考えているところであります。なお、現在、雇用の継続と労働環境の整備については、改めて各産業界、各事業所の皆様には雇用の継続と労働環境の整備についてお願いをいたしているところであります。具体的には保育園や小学校、中学校が休園、休業になった場合の雇用者の休みやすい環境の整備、今後64歳以下の一般の皆様へのワクチン接種が始まった場合のワクチン接種時の事業所としての配慮、ワクチン接種後の副反応が起きた場合の休暇の整備など、労働環境の整備を進めていただけるよう、関係機関、関係団体を通じて各事業所にお願いをいたしているところであります。

次に、3点目、陽性者が医師または保健所の判断で自宅療養を指示された場合について、誰がどのような方法で症状の推移を把握し、容体急変時にはどう対応するのか、県当局との連携等はお尋ねについてでございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、都道府県知事は、感染症の患者に対し、病原体を保有していないことが確認されるまでの間、体温その他の健康状態について当該感染症の患者から報告を求めることとされております。このた

め、新潟県内で自宅療養している感染症患者につきましては、県の医療調整本部の宿泊・自宅療養等確保グループの看護職員が毎日健康観察を実施しているほか、パルスオキシメーターを貸与し、酸素濃度の測定による健康管理を行っているところであります。また、診察や治療が必要であると判断した場合には電話等による診療につながるようサポートが行われています。容体急変時の対応といたしましては、診療した医師が搬送要請をする場合もありますが、夜間など看護職員による対応が困難な場合は本人やご家族が救急要請することとなっております。この救急要請があった場合、本市消防本部が県と連携し、迅速に医療機関まで搬送できるよう対応いたしているところであります。

次に、4点目、今後予定される若い世代へのワクチン予約時には、新たに年代別予約や郵送予約等を検討し、混乱回避を検討すべきと思うが、お考えはとのお尋ねについてでございますが、65歳以上の高齢者を対象とした新型コロナワクチン接種の予約受付に際し、受付当初電話がつながりにくいなど、市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。高齢者の新型コロナワクチン接種に続く64歳以下の市民の皆様への接種時期につきましては現在調整中ではありますが、7月早々には具体的なスケジュールをお示しできるよう準備を進めております。議員ご提案の年代別予約やあらかじめ接種会場と日時をお示ししてご案内する方法など、今回の教訓を生かし、検証をしっかりと行いながら、円滑に接種予約ができる体制を整えてまいります。加えて、これからは現役世代へのワクチン接種ということになりますので、事業者の皆様のご理解、ご協力、そして何よりも接種しやすい曜日や時間帯などにも十分配慮することが必要になると考えているところであります。

次に、3項目め、村上市ゼロカーボンシティの表明についての2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す村上市ゼロカーボンシティへの取組と決意はとのお尋ねについてでございますが、現在国内のエネルギー・気候変動政策は大きな転換期を迎えております。自治体においても2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、取り組むことは、これまでの検討すべき項目から達成すべき条件となっているところであります。本市では、今年3月に策定した第2次村上市環境基本計画の長期目標として、温室効果ガス排出ゼロに向けた取組を一層推進、加速させていくこととして、村上市ゼロカーボンシティを宣言したところであります。今後は、森林資源を利用したカーボンオフセットを導入し、温室効果ガス吸収量の増加を図っていくほか、民間発電事業者と連携した公共施設等での再生可能エネルギーの利用の促進やバイオマス資源を原料としたごみ袋を導入するなど実効性ある地球温暖化対策に取り組むことで、かけがえのない豊かな自然とよりよい環境を次の世代に引き継いでまいります。

次に、4項目め、旧香藝の郷美術館の利活用についての温泉街の中心部にあることとコンセプトを重要視するのであれば、瀬波温泉足湯広場、地元物産朝市広場、イベント会場などの活用を提案したいと思うが、お考えはとのお尋ねについてでございますが、これまで市民と観光客の交流拠点と子育て世代のファミリー層が屋内で集える施設の2つのコンセプトを基に施設を運営し、地域の

活性化を達成することとして、その具体的な運営の在り方についてを検証するため、にぎわいの創出としてのパブリックビューイング会場や自由な発想、提案による施設利用を実践するモニター検証事業などに取り組んできたところでもあります。特に昨年は、これまでにない施設の活用として修学旅行における体験活動の場としての利用もあったことから、幅広い活用を期待しており、今後もこうした利活用の手法を検証しながら瀬波温泉街のにぎわいづくりにつなげていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、本間議員の1項目め、山北中学校体育館の雨漏りについての1点目、雨漏りや結露等のため、体育館で体育の授業を行えない日があると聞いているが、現状はとのお尋ねについてでございますが、山北中学校の体育館は以前より水滴が落下する状況が続いており、今年度に入ってから、4月には5日間、5月には3日間、水滴落下が確認されております。そのため、体育の授業で使用する場合には体育館の水滴が落下していないスペースで授業を行ったり、また落下の状況によっては保健体育の授業に振り替えるといった対応をしているところであります。水滴落下と天候との明確な関連は確認できておりませんが、昨年度は6月から7月の梅雨の時期には1週間、降雪期の12月後半から1月上旬には2週間、水滴落下が続くという状況も発生しております。

次に、2点目、これまでの経緯と今後の改善に向けたスケジュールについてお考えはとのお尋ねについてでございますが、山北中学校の体育館は昭和62年3月に建設されておりますが、最近の水滴落下の対策として、平成21年度及び平成25年度に雨漏り対策として部分的な防水工事や改修工事を行っております。また、結露による水滴の落下も考えられることから、平成25年度には換気扇を天井に4台、ギャラリー窓に8台の合計12台設置し、外気と室温の温度差をなくすことで結露を防ぐ対策を実施したところであります。しかしながら、その後も水滴落下があったことから、平成29年度には体育館の大規模改修工事の実施に伴い、屋根全体にウレタン塗膜を密着させる防水工事を行っております。今後の改善に向けては、今月施工業者による点検・調査が行われているところでありますので、その調査結果を受けて、学校の教育活動に支障を生じさせないよう対策を検討することといたしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 市長、教育長、ありがとうございます。それでは、項目のとおり再質問させていただきたいと思っております。

まず、教育長のほうから1つお願いしたいと思っております。山北中学校、私もこの話を聞いたのが3月末だったのですが、父兄の方からお伺いしました。体育の授業がフロアではできないので、廊下

でやっていた、それから冬場になると隣の空いている小学校の体育館も使わせてもらったと、非常に不便を感じているというお話をお伺いしたのです。そういうことで、至急教育長のほうにもお電話したつもりだったのですが、あれから3か月、私今、今回配らせてもらった写真ですと、1月の21日に撮影した写真でございます。体育館のフロア半分がほとんど使えていないという格好でございます。皆さんにお配りしたものは白黒のプリントですので、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、カラーだと青色のバケツが半面全部置いてあるというぐらいでございます。そういうことが昨年から続いているということで、教育長のほうはいつ頃からこれを認識というのだから、こういう体育館が使えないという格好での認識はいつ頃から持っていたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 平成29年度に大改修しましたので、私就任していたその頃には雨漏り状態があるということは聞いております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 普通そういうお話をお伺いすると、校長からお話が、校長会等でのお話が出てくると思うのですけれども、調査自体はずっとその頃からやっていたということなんでしょうか。最近私学校に聞いたら、ドローンを飛ばしたり、足場を組んだりということでやっと最近動き出したというお話だったのですが、昨年からこういう調査をずっとやっていたということなんでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 平成29年度の大改修した際に、その後でも雨漏りがあったということで、目視調査、建設業者による調査、それから探査する器具を使ったピンホール探傷検査、傷を探す調査、それから高圧洗浄機による散水試験、暴風雨を想定した試験、さらには屋内運動場周辺観測測定とか、あらゆる考えられる調査をした結果、雨漏りではないという判断をいたしまして、それとあと結露ではないか、そういう判断になったのですけれども、結果として現在においてもこういう水滴が落下するという状況になっていることは、やはり教育上本当に申し訳ないと思っておりますので、早急に対応していかなければならないと考えており、現在調査を行って、その後対策を講じていきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 教育長のお話ししていることはよく分かります。困っているのは生徒なので、私も現地を見まして、現場も見てきました。お話も伺ってきました。その中で、原因が本当に雨漏りなのか。結露なのか。大改修を平成29年に行っているということで、多分もちろんこれは自前の設計屋さんでなく、コンサルタントに設計を発注したと思うのですが、どちらのコンサルタントでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。



○学校教育課長（渡辺律子君） その大規模工事のときの設計業者は、細貝建築設計事務所になります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 課長、教育長でもよろしいのですけれども、そちらの設計をしたコンサルタントにはご相談、それから現場の確認等はいつ行っていただきましたか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） こういった事案が発生したときにはその都度、何度か今までも相談させていただいているところですが、また今、今回大規模なのがあったところということで、また設計業者も来ていただいて、今回は調査もまた、実際的に施工業者も来ていただいて調査をしているところです。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 一日も早く復旧しなければならないということで、私とすれば設計した、これが工事の施工上の問題で雨漏りするのか、結露するのか、設計上の問題で雨漏りするのか、吹き込むということ、そのどちらにあるのかということ専門家と施工業者、今現在、この間来ているのは施工業者のほうと私はお伺いしていました。現場には入っているということは聞いたのですけれども、やはり共同で、一日も早く、両者とも共同の上で、どこに原因があるのだろうかということ私を私は明確にし、対応を取っていただきたいと、そう思います。

それから、もう一点、多分ご存じだと思うのですが、雨漏りとか、こういう結露とかという格好になりますと、建築基準法からいって瑕疵担保というものがついていると思うのですが、何年になるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 今回平成29年に実施しました工事につきましては、ウレタン塗布ということで、そちらにつきましては10年間の保証ということでお伺いしております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ウレタンの部分、上のほうについては6年と言いましたか、今。ちょっと聞き取れなかったのです。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 今回の工事につきましては、10年間の保証期間中であるということでお伺いしております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） そのとおりですね。10年という瑕疵担保がついているわけですので、大規模改修やってから4年目という格好で、こういう当然期間中には入っているわけですが、入っているから、至急でなくてもなんていう考えなく、一日も早く、まず子どもたちが通常どおりの体

育ができる、今コロナ禍の中でも外に出ないで家の中にいなさいというようなことが往々にしてある、そういう中でもフロア半分、それから冬場になると、隣の小学校を使うとなると、上履きを替えていかなければならない。外に一回出なければならぬものですから、雨、風、雪にさらされて隣の小学校に行かなければならない。まさか運動もしないでいつも教室で保健体育の授業ばかりやっているわけにもいかないと。そういうことを私は一日も早く解消していただきたいと、教育長であればその辺のところ十分ご存じだと思うので、ひとつ最善の努力をしていただきたいと、そう思いますので、もう一度その辺のところご検討をお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今議員からご指摘あったように、今施工業者から点検していただいておりますので、段ぶきの鉄板の間にさびとかで亀裂がある、そこから雨漏りするのではないかと、そういうところを今調査しているところです。その結果雨漏りだということになれば、その当時の工事に瑕疵があったということですが、もしそこも塞いだ上で雨漏りがなくなれば、雨漏りではなく結露対策をしなければならぬということで、そうすると本当に全面的な屋根の改修が必要になってくると思われま。そうすると、やはり多額の予算も必要となってきますので、とにかく教育活動に支障のないように、応急の対策も考えながら適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 分かりました。教育長、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、2番目の項目に、コロナの危機管理について移りたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。市長から今ご答弁がありまして、先般、今回の定例会の初日に諸般の報告でなされたように、コロナウイルス感染症の患者が3月末から4月中旬にかけて市内の保育園で急激な感染者が確認されたと報告されたとおりでございます。今回の答弁と、そのとおりでございます。この関連で、保育士と園児、ご家族を含めると、これは私のちょっと認識で、数字が違うかもしれないけれども、約70名ぐらいが感染者というふうにとれるのではないかなと、私はそう思っております。行政の職務として市民を危険にさらさず、また施設管理者として施設の拡大の検証、今後いつ起こるかも分からない地震とか津波とか風水害等の自然災害にも備えるためにも私はこの検証というのは非常に重要なのではないかと、そう思っております。市長も今の答弁の中で検証しながらという格好での対応、今後の対応という格好で重要視しているのだなということは今のお話からも、答弁からも伺うことができますが、今回のコロナウイルスの検証というのは、よく耳にする犯人捜しのような小さな気持ちのものではないと私は確信しております。これは次への災害への備えなのだ、教訓というのは、そういうことでも検証するべきだと、私は常にそう思っております。そういうことで、市役所のほうではやはり市民の日常生活の安心・安全のために、特に危機管理を担当している総務課長、あなたのほうでは常日頃の危機管理としてどういう心構えで取り組んでおりますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回のコロナウイルスに関しましては、非常に今まで経験がないというような事象ではございましたけれども、先ほど市長から申し上げましたとおり、様々な形で専門家のご意見を聞いた上で次のところに活かしてということをやっておりますし、常日頃そういう形で、ほかの災害につきましても当然何かあっては大変でございますので、少なくとも何かあっても最小限に止まるような形の準備をしておかなければならないということは心がけて対応しているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） せっかくの機会ですので、教育長、学校教育課長、あなたもやはり子どもたちの、課長のトップとして、小学生からも今回コロナウイルスの感染症が残念ながら発生してしまいました。学校の施設、それから子どもたち、やはり常日頃の危機管理という格好で、いつ起きるか分からないコロナ、これも私は災害の一つだと思っています。そういう風水害、自然災害も含めて、トップとしての課長のそういう危機管理の心構えというものはどのように感じておりますか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 議員おっしゃるとおり、いつ起こるか分からないということで、常に学校現場には何かあるたびに教育委員会のほうからも通知をして、徹底していただくようお願いしておりますし、こちらとしてもそういったことが発生した場合には迅速に感染を拡大しない体制を取っていくということに努めていくよう考えているところであります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 大勢の方を目配り、気配りしなければならない課長ということで、やはりそういう危機管理、常日頃の危機管理という格好で、こういうときにはこういうことを、起きたらどうしようかと、常に先、先を読むような取組をぜひやっていっていただきたいと、そう思います。教育長、よろしく願い申し上げます。総務課長もありがとうございました。私は、ワクチンの接種は後ほどお伺いしますが、やはりワクチンの接種で混乱を招いたとか云々だということも常日頃の危機管理だと思います。全てこういうものは危機管理なのです。やはりそういうところで市民が戸惑いがあったり、行政に対しておかしいなというような気持ちが起きないように、常に先、先を読み込んだ対応でいっていただきたいと、そう思います。

それから、次の問題にちょっとお伺いしたいと思います。次の問題は保育園の、先ほど1番のほうと関連するわけなのですけれども、今回保育園内で発生し、どなたから発生した云々ではなく、市が管理している保育園内で発生した、休園しない、通常であれば通園している保育園なのですけれども、保育士が休まなければならないために健康な子どもでも休まざるを得なかったということで、ある新聞のところにこんな記事が載っていました。地元の新聞なのですけれども、保育園には通わせたいけれども、保育士さんが感染して保育園が休園になったと。うちの子どもは感染症では

ないのだけれども、やはり保育園が休むと、おじいちゃん、おばあちゃんもいないものだから、私が付き添って、職場を休まなければならない。当然パートで働いている人は日給ですので、減収になるわけです。給料が入ってこないのです。誰も補償してくれないと、原因は何だったのと、悔しい、保育園が休み、保育士が感染症になったためと。やはり今市長は考えておらないというご答弁でしたが、私は以前もこの話については、全員協議会でしたか、副市長にもこの問題をぶつけたことがあります。結論は出ていないけれども、検討中というお言葉でした。検討中、こういう記事も読んだり、こういう人たちがいるのだなということは今現在調査しているのだなと、私はそういうふうにとったのです。実際そういう人を調査しましたか。そういうお困りの声が新聞に出たわけですが、これはこども課が調査するのかな。そういう過程で収入が減ったわと、私はパートに行けなくなったので、1か月の収入が5日間入らなくなったわと、14日間入らなくなったわというような、困っているというような調査は担当の課長としてしましたか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 調査といいますか、アンケートという形で、5月の連休をちょうど挟んだ頃に保護者の方にアンケート調査をさせていただきました。ただ、無記名という形で行いましたので、細かい何円とか何日とかというふうなことではありませんでしたけれども、その中で仕事が休み、休まざるを得なくなった、収入が減ったというような項目も含めて調査をさせていただきました。回答につきましては、今ちょっと細かい数字持っていないのですが、全体の大体4割ぐらいが回答されてきた中で、その中の十何%ぐらいでしたけれども、そういった方々がいらっしゃったというふうに記憶しております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 市長、今の調査結果は目にしておりますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほどの答弁の中で私考えていないということを申し上げたのではなくて、市としての対応が難しいのだろうということを申し上げたつもりであります。いろいろなご意見いただいておりますので、私もすぐにこども課に指示をいたしまして、そういう状況があるかどうかということは確認をしてくれという指示は出しておりますので、その中で我々も、もし市にそういう責任がある状況が明らかなのであれば、それは待たなしで対応しなければならないだろうという前提でいろいろな考え方を進めさせていただきました。その中で先ほど申し上げたような結論に今時点としては至っているということでもあります。その上で、今回国のほうでも、小学校、保育園、幼稚園、中学校、これが感染症に対応するために休業した場合については、その、当然うちでそれを見るわけになりますので、その結果として休業した場合については、事業主、事業者に対しての雇用者1人当たりの支援があります。それと、そのほかに、今年3月31日までは、事業者はその制度を活用しないのだけれども、雇用者が直接その制度を活用するという仕組みもありまし

た。ただ、残念ながら4月1日以降この制度が実は期限終えております。なので、今現在私のほうから県の市長会を通じて国のほうに、4月1日以降もそういう状況であれば対応できるような形で制度延長をお願いする、これはまさに必要なことであるから、雇用者を守るという立場から、〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕そういう形で制度を継続させるような形の取組を進めてくれという働きかけを行っておりますので、それが実現できればそういった場合についても対応が可能になるというふうに思っておりますので、様々なチャンネル使いながら、そういうふうな形でそこに支援できるような仕組み、これについては市としても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 市長の今の答弁の中で事業所とは私全く別、異色なものかなと思っているので、調査結果のアンケートの十数%の方の、本当にお困りの方の真相というものをぜひとも耳を傾け、前向きなご検討をお願いしたいと、そう思っております。

それから、次の3番目に移らせてもらいますが、実は自宅療養の方で、これは保健医療課長に聞けばいいのかな、私の認識している中で、今回のコロナで海外からの技能研修生、村上市にはおいでになって、住民票も移して村上市民になっているわけですがけれども、その方が感染症になったという事例、私の近くであったわけです。そういう方というのは、なかなか日本語もままならないと。片言言葉。それから、住まいは往々にして集団で寮生活をしていると。当然感染された方は保健所の指示で病院に入ってしまうわけですがけれども、そのほかの濃厚接触者という格好で寮の中に缶詰め状態になってしまう、そういう方とのお話とか云々とか、弱い方、感染者の中でも、先ほど市長の答弁の中に具合が悪くなれば救急車を呼ぶ、本人が呼ぶ、ご家族が呼ぶ、そういうことができる方はいいのです。弱い方、県のほうもそれを対応しているのだということで、私はその辺のところ実際に県庁から、県の保健所、県ということは保健所です。保健所からそんなお電話ありましたかまで聞きました。全くそういう片言なものだから、話すのもままならないというような格好で、たまたま急変するようなことはなかったのだけれども、やはりそういう情報は多分保健医療課のほうでは、こういう方になっているな、こういう濃厚接触者の集団だなということはネット上の公表する中には出てきませんけれども、あなたのほうではそういうことを感じていると思うのですけれども、そういうところの対応というのはどうだったのでしょうかと思って、県にお任せでいいのでしょうかと思って私は疑問符を打っているのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 市内で確かに多く感染症の患者が発生して、当然その方については入院等の治療がなされていると思います。その家族の方とかで濃厚接触者の方についての家庭の状況であったりというところは保健所のほうに私のほうも確認をしておりました。その回答につきましては、やはり濃厚接触者がどなたであるかということも市のほうには情報を入れることはでき

ませんけれども、濃厚接触者については保健所のほうで責任を持って健康観察をしておりますということでございましたし、その健康観察をする中において相手とのやり取りの中で困っていることとか何かあった場合については保健所のほうで対応をされていて、今のところ市にお願いをするようなことは何もないですということで確認をしていたところでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 課長、保健所のほうで、保健所のほうではそういう答弁をしたいと思います。回答したいと思います。しかし、やはりそういう弱い人、私にしたら弱い人だと思うのです。市民の中の弱い人、そういう方のときは保健所に念を押して、こういう方なはずだが、その辺のところの状況、会話はいかがなっていますかというぐらいの問合せは私はしてもらいたかったなと思っているのです。過ぎたことですから、〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕いいですけども、いろんな場面でこういう弱者というのですか、そういう方への目配り、気配りというものは常日頃ひとつお願いしたいと、そう思います。答弁結構です。

それから、ワクチン関係では最後になりますが、ワクチンの予約、先ほど市長の答弁でこれまでの若い世代へ取り組むための教訓として、前回の教訓として、いろんな混乱を招かないように取り組んでいきたいと、そういうことですので、私はそれでひとつよろしいと思います。ただ、1つだけ、逆にお願いなのですけれども、これは上のほうは64歳までの年齢になるわけですけれども、やはりその中でどういう順番で打つのか、年代層分けに打っていくかもしれません。それから、職場別に打っていくかもしれません。その中でも私は、公務員だから、後回しという格好を取らないで、消防署の職員のとおり、やはり保育園の保育士さん、学校の先生等については優先順位を上げたとしても私は市民の方理解してくれると思うのです。その辺のところは検討していただきたいと。キャンセル待ちからいくと一番下になっているのですよね、保育士さんというのは。キャンセルが出た場合、今高齢者の場合で順番9つぐらいありましたけれども、その中の一番下になっているものだから、私はもっとこれは順番待ちという、キャンセル待ちではなく、通常打つ、64歳までの方が打つときに、そういう職種については、消防士と同様、ランクを上げて市民の方の理解を得るのではないかと思うので、ご検討お願いしたいと思います。以上でございます、それは。

それから、カーボンについてですが、非常にいいことだと思います。非常にいいことだと思うので、市長、ぜひともこれは新潟県の中でもトップを取ってやっていっていただきたいと。今後30年間、残すところあと僅か30年です。必ずこの時代が来ます。それで、この時代が来ますし、私は、市長先ほど3つの取組という格好で、カーボンオフセット、森林の整備、それから再生エネルギーの利活用の促進、それからごみ袋と、こう3つ挙げたわけですけれども、私は付け加えて考えていただきたいというのが市民を巻き込んだ取組という格好で、やはりこれは行政がどちらかというやっていくような取組です。森林の整備については市民なのですけれども、なかなかこれは目に見えてきません。そういうことで、目に見えた取組ということで、例えば今現在ある住宅リフォーム

事業、最高限度額20万円という格好でリフォーム事業、非常に皆さん浸透しています。その中でも上乗せ補助という格好で、例えば複合的なエコガラスを設置した場合20万円を若干プラスするよとか、そのような発想をぜひとも考えて、市民を巻き込んだゼロカーボンシティ村上という格好で考えていただきたいと、そう思います。

それから、総務課長のほうにはお願いなのですが、ぜひとも電気自動車、今県内で電気自動車の補助事業あるのは柏崎市1つだけです。どこにもやっていません。行政から私はもう入れていく時代が来るのではないかと、そう思いますので、ぜひともご検討をお願いしたいと、そう思います。

それから、最後になりましたが、旧香藝の郷美術館の利活用については、私はここで言いたかったのは、箱物にこだわらず、温泉の利を生かした、温泉の利ということは噴き出す温泉の源泉です。そういうものを利活用した温泉の活用というのものもあるのではないかと。できれば大分県の別府、それから草津温泉、私はあれは蒸気を使った利活用、温泉の熱を使った利活用に非常に優れた温泉地売りをやっていると思います。〔質問時間終了のブザーあり〕ぜひとも参考にさせていただければと思います。

以上でございます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで本間善和君の一般質問を終わります。

午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時05分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、3番、富樫雅男君の一般質問を許します。

3番、富樫雅男君。（拍手）

〔3番 富樫雅男君登壇〕

○3番（富樫雅男君） おはようございます。公明党村上支部の富樫雅男です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症で大変なご苦勞をされています市民の皆様にお見舞い申し上げますとともに、ワクチン接種などの対応に当たられている医療機関や行政関係の皆様にご心から感謝を申し上げます。

さて、今回の一般質問では2つの項目について質問をさせていただきます。1項目めは、コロナ禍での経済支援策についてです。これまで第4弾の新型コロナウイルス感染症に関する市独自の経済支援策として、飲食店、宿泊施設及び飲食店等納入業者に対する緊急支援金の経済支援策が行わ

れました。そこで、支援事業の状況と今後の経済支援について伺います。

①、飲食店等緊急支援金に関して、市内飲食店数と給付件数及び給付金額を伺います。

②、飲食店等納入業者緊急支援金に関して、給付件数と給付金額を伺います。

③、国のGo To トラベル事業は3月8日から中断され、にいがた県民割キャンペーンは6月末までとなっています。また、村上市民宿泊割引事業についても5月末で終了しています。これから夏場の観光シーズンに向けてどのような支援をお考えか伺います。

④、雇用調整助成金の支給を受けている市内の事業所数と市独自の雇用を守る企業支援金の給付件数及び金額をお伺いします。

⑤、第5弾の各種支援事業が始まっていますが、村上市ががんばる事業者応援金の申請状況について伺います。

⑥、昨年度の創業応援事業補助金の状況と実績をお伺いします。

2項目めは、感染症対応、感染防止対策についてです。全国的にも変異ウイルスの広がりが大きな問題になっており、市内でも保育園、小・中学校などの公共施設を中心として、想像もなかった感染拡大となりました。今後も感染症との闘いが続く可能性がありますので、これまでの経験や反省を踏まえ、万全な備えをする必要があります。そこで公共施設などでの感染症に対する対応と全般的な感染防止対策について伺います。

①、各公共施設の実態に合わせた感染防止マニュアルは作成されていると思いますが、関係者に対する周知について伺います。

②、施設関係者に感染が確認された場合の各施設の具体的かつ時系列的な業務対応手順書が作成されているか伺います。

③、市内警戒レベルの基準について伺います。

④、市内感染情報の開示が的確になされていないと考えますが、今後の対応について伺います。

⑤、6月から市独自に感染拡大防止徹底プロジェクト事業補助金の施策が始まっていますが、公共施設、事業者の感染防止対策の推進を図るとともに、対策がなされていることを確認できた場合は、利用する方にも安心していただくためにステッカーを貼るなどを提案したいと思いますが、市長のお考えを伺います。

以上ですが、市長のご答弁をいただいた後、再質問させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、富樫議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、コロナ禍での経済支援策についての1点目、飲食店等緊急支援金に関して、市内飲食店数と給付件数及び給付金額はとのお尋ねについてでございますが、本市の飲食店の数に



ついてであります、テークアウト、配達飲食サービス、大手飲食チェーン店を含め、現在本市の商工会議所、各商工会と共有している店舗数は297店舗であります。このうち飲食店緊急支援金を給付した件数は189件で、支援金の給付額は1,890万円であります。

次に、2点目、飲食店等納入事業者緊急支援金に関して、給付件数と給付金額はとのお尋ねについてでございますが、飲食店等納入事業者緊急支援金の給付件数及び金額につきましては、給付件数は34件、給付金額は340万円の支援を実施をいたしているところであります。

次に、3点目、これから夏場の観光シーズンに向けてどのような支援をお考えかとお尋ねについてでございますが、先日の姫路議員の一般質問でもお答えをいたしました。3月15日から5月31日まで実施をいたしました村上市民宿泊割引事業につきまして、8月31日まで継続して実施することといたしました。また、宿泊施設からは利用者の対象範囲を広げてほしいとの要望もあることから、県において実施を予定している使っ得！にいがた県民割キャンペーンの開始時期に合わせて割引対象者の範囲を県民に拡大することについても検討をいたしております。

次に、4点目、雇用調整助成金の支給を受けている市内の事業所数と市独自の雇用を守る企業支援金の給付件数と金額はとのお尋ねについてでございますが、雇用調整助成金の支給を受けている市内事業所数については公表されておきませんが、ハローワーク村上管内の事業所数といたしましては166事業所が支給を受けております。また、雇用を守る企業支援金の給付件数及び金額につきましては、6月11日現在、46件、2,057万5,000円の支援を実施をいたしております。

次に、5点目、村上市ががんばる事業者応援金の申請状況はとのお尋ねについてでございますが、6月11日現在で172件の事業者から申請を受け付けているところあります。

次に、6点目、昨年度の創業応援事業補助金の状況と実績はとのお尋ねについてでございますが、創業応援事業補助金を活用して創業された方は5件であります。総額209万3,000円を交付をいたしております。また、業種といたしましては、サービス業2件、飲食業2件、小売業1件となっております。

次に、2項目め、感染症対応、感染防止対策についての1点目、感染防止マニュアルの関係者への周知はとのお尋ねについてでございますが、各公共施設の感染防止マニュアルにつきましては、まず公共施設の関連・所管の省庁、各界の関係団体が作成する業種別ガイドラインを活用することとして、市並びに関係者で共有をいたしております。その上で、このたび感染認定看護師の指導、その際のライブ映像、新潟県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議のメンバーである新潟大学大学院、菖蒲川特任教授の指導や動画での具体的な感染対策の注意点などを活用し、常に最新の感染対策を講ずることができるよう対応しているところあります。

次に、2点目、施設関係者に感染が確認された場合の各施設の具体的かつ時系列的な業務手順書が作成されているかとお尋ねについてでございますが、まず初めに本市の施設関係者に感染症患者が確認された場合、その施設の性質、またどのセクションの関係者が感染したのか、加えてその

時点での市内における感染症患者の確認レベルによる公衆衛生上の措置の必要性といった様々な要素に対応し、対処することとなります。そのため、市の新型インフルエンザ等対策本部において基本的対処方針の原則を定めているところであります。これを踏まえ、本市の施設関係者に感染が確認された場合については、それぞれの施設において対処のフローを定めているところであります。初動においては、施設関係者に感染が確認された場合、本人または村上保健所から施設管理者へ連絡が入り、施設管理者は直ちに市の新型インフルエンザ等対策本部に報告することとなっております。同時に、市では村上保健所の調査に必要な情報を提供するなど調査協力を行い、接触者の特定を進め、村上保健所の指導に基づき施設の消毒を行い、施設の類型や接触者の状況に応じ、一定期間の施設の休止や閉鎖など対策を講じているところであります。

次に、3点目、市内警戒レベルの基準はとのお尋ねについてでございますが、本市では感染状況に応じ、4段階に分け、警戒レベルを定めております。レベルゼロは、市内に感染者がいない状況、レベル1は、市内で感染が発生している状況、レベル2は、県の警報基準に従い、特に感染防止対策を講ずる必要がある状況、レベル3は、新潟県が緊急事態宣言実施区域に含まれるなどの状況と定めておりますが、適宜全国の感染状況等を勘案し、フェーズの切替え時期など内容の見直しを行っているところであります。

次に、4点目、市内感染者の情報の開示が的確でないと考えているが、今後の対応はとのお尋ねについてでございますが、本市では県の公表内容に基づき情報を公表しております。県が公表する内容につきましては、感染拡大の防止に必要な範囲のみの公表となっており、人権の尊重と個人情報の保護に配慮した公表基準となっております。本市といたしましては、そうした状況を踏まえ、個人情報の保護に最大限配慮した公表に努めてきたところであります。引き続き、感染症患者ご本人のご同意を得た上で、市民の安全・安心のための必要な情報の公表に努めてまいります。

次に、5点目、公共施設、事業者の感染防止対策の推進を図るとともに、対策がなされていることを確認できた場合は、利用する方にも安心していただくためにステッカーを貼るなどを提案したいが、お考えはとのお尋ねについてでございますが、新潟県では、新潟県感染症対策認証制度、にいがた安心なお店応援プロジェクトとして、飲食店を対象とした認証制度を6月11日から開始いたしました。本制度は、県が定める一定の基準をクリアした飲食店に対し認証ステッカーを交付するもので、利用者へ安心・信頼を提供するとともに、飲食店の事業継続につながるものと考えております。本市といたしましても、事業者の皆様がこの認証制度を十分活用することができ、事業継続が確実なものとなるよう支援していくことが必要であると考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。

まず、経済支援についてですけれども、村上市は県内の市町村と比較して事業者に対する支援を

非常に広く、また手厚く実施されていると思います。本当に感謝を申し上げます。

また、今回飲食店等納入事業者緊急支援金は、6月に入って、県も同じようなことは始めておりますけれども、これまでの飲食店だけではなくて、その納入業者への支援をされたということで、非常によかったなど、また利用された方から本当に助かったという声が聞かれております。今までのこういう支援について、市長の思いをぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ご支援をさせていただいた事業者の皆さんが喜んでいただいているのは本当にありがたいなというふうに思っております。ただ、なかなか厳しい状況でありますので、何とかそこを乗り越えていけるように、これからも引き続き支援をしていかなければならないなというふうに思っております。これまでもやはりどこが一番痛んでいるのか、どこに素早く手を打たなければならないのかということは、各産業界の皆さんとも常にディスカッションをさせていただきながら、比較的優先度の高いところにお届けをするということを最優先するということで取り組んできました。なかなか1年を超えるこの期間、ずっとこの状態が続いているわけでありまして、その中に感染症が確認されるというふうなところもありまして、常に油断のできない状態が続いています。てきめんその影響が出ますので、そういうところをできるだけそういった状況には至らないように抑えることと同時に、なかなか厳しい中ではあるのですけれども、何とか頑張ってもらえるように、どこに何が必要なのかということをこれからもしっかりと見極めながら、息の長いといえますか、何とかしてワクチン接種をみんなが終え、集団免疫ができるような状況にまで至るまでの間はしっかりと取組を進めていくことが大切だなということで、いまだに緊張感を持ちながら対応させていただいております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。

1つだけ私ご検討いただきたいということがあります。それは、第4弾以降の各種支援事業から年間売上げが120万円以上という申請条件が加わっているのです。今回の第5弾の村上市ががんばる事業者応援金の申請についても同じように120万円以上の売上げとなっておりますが、売上げが大きく減少している中、申請条件が厳し過ぎるという声があります。例えば新潟県では6月から飲食店関連事業者に対する支援を始めておりますが、申請要領のQ&Aのところには、所得が38万円以下で、確定申告していなくても、また課税証明書または非課税証明書の提出でも申請できるというふうになっております。また、これまでの国や県の経済支援で売上金額を申請条件にしたという例は私は記憶ございません。厳しい状況の中頑張っておられる事業者に支援の手を差し伸べるための支援制度と認識しております。ぜひとも申請条件の見直しについてご検討いただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど私申し上げましたとおり、本市の場合はやはり中小企業の皆さん余計であります。そして、そういうところの皆さんにしっかり届くような仕組みということで私常々考えておりますので、そのところに支障があるということであれば、少し手直しも含めて、より使いやすい制度にブラッシュアップしていきたいというふうに思っております。検討させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

宿泊事業者への支援については、私今回の通告書を提出した後で村上市民の宿泊割引事業、またにいがた県民割事業の両方が引き続いて延長して行われるということになりましたので、皆様への周知と推進をぜひともよろしく願い申し上げます。

次に、雇用を守る企業支援金についてなのですが、先ほど市のほうで雇用調整助成金を申請されている事業主が166、それで今回の雇用を守る企業支援金を受給しているのが46件ということだったと思うのですが、国の雇用調整助成金の支給を受けて従業員の雇用を守っておられるという事業者に対して市が独自に100万円を支給するというもので、最近条件の内容の見直し、それと申請期限の延長ということもされております。しかし、昨年から雇用調整助成金の、特別雇用調整助成金、これの支給を受けていたのだけれども、あまりにも長くひどい経済情勢が続いているということから、やむなく従業員の雇用を守れなくて、途中から助成金の受給を断念せざるを得なくなったという事業主も複数、目にしております。ぜひこのような事業者に対して違った立てつけでの経済的支援についてもお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 何とかしたいです。ただ、いわゆる行政のやる支援策でありますので、一定程度のルール、またしっかりとした根拠に基づくということの確認も、随分と緩めてはいますけれども、最低限必要な部分についてはご協力をお願いをさせていただきたいというふうに思っております。その上で、今議員ご指摘のような実態、これについてはまた各産業界、商工会議所、商工会にも確認をさせていただきますけれども、そういうところで何がまさに必要になるのか、時間経過していますので、随分変わっていますから、大変なところも変化していると思いますので、そのところは予断を許さず、しっかり状況を把握しながら、何が適切かということに取り組みたいと思いますので、そこは併せて研究・検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） よろしく願いいたします。

次に、創業応援事業について、令和2年度、5件で209万円ということでした。平成30年度が3件で205万円、令和元年が7件で288万円ということだったので、昨年はコロナのこともあったので、若干低調だったのかなという気もしております。ただ、もうそろそろアフターコロナを

見込んで、さらに思い切った支援も必要かなというふうに考えますけれども、市長のお考えをお伺いできればと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） こうしたコロナ禍の中でも本市を選択していただいて、起業につなげていただけたということは、本当に村上市の持つポテンシャルって大きいなというふうに思っています。議員ご指摘のアスターコロナ、これ当然見据えていかなければなりません。様々な経済界の皆様方、エコノミストの皆様方も、それこそいろんな行政関係の審議会とか、そういう仕組みの中でもそういうご議論いただいています。今こういう状況なので、ここでしっかり準備をして、その先にあるものをしっかりつかみ取っていくという作業が必要だというふうにご提言もいただきます。各課においてしっかりと様々な分野でのそういったアフターコロナに向けての対応については今常に進めさせていただいておりますので、それをしっかりと具体的な提案として可視化できるような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。

次に、感染防止対策についてなのですが、先ほど市長のほうから詳細ご説明いただきました。私も厚生労働省とか文部科学省とか、ホームページ、そのほかいろいろと調べてみたのですが、感染防止マニュアルの類いというのは嫌というほどあるのですが、感染者が確認された場合の業務対応手順、これは各施設の責任者なり担当者が行う業務についてということなのですが、手順書とそれを時系列的にフローチャートにしておくということも大切かなと考えますので、これはぜひお願いしたいと、要望にとどめておきます。

次に、市内の警戒レベルの基準についても先ほど市長のほうからご説明いただきました。大きい意味でいきますと、感染経路不明者がいるかどうか、またそれが複数いるのかということでの区分かなというふうに思われます。このような基準が今回4月のときに守られたのか検証も必要と思いますし、これまでの経験を踏まえて、もう少し具体的なものにされてはかがかなと思います。また、毎日の感染者が、陽性者が確認された場合の市長の毎日のお知らせの中でも、市の感染レベルが今どういうステージかというようなお知らせというのはなかったかなと記憶しております。やはり市独自でそういうのを決めてもおられるわけなので、今後ぜひそこら辺も工夫必要だと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど私申し上げましたとおり、各施設の感染症患者を確認した場合のフローについては初動の段階から全てフローチャートの形で準備をされておりますので、そのルールにのっとり動いているということになっております。その上で、全体として感染経路が確認できる場合とできない場合とあるわけでありまして、そのときに、今回保育園を中心にして感染症患者の

確認が増えていったときに、やはりなかなか人権の問題で、どこの保育園でということが初め言えませんでした。このことによって、逆に言うと公衆衛生上の、公衆衛生上、リンクは取れておりましたので、その問題はないのですけれども、状況としていろんな臆測による情報があったということで、逆に言うと当事者を含めて非常に大変な思いをされたのではないかな、そのところについてはやはり公表の在り方というのは非常に重要だなというふうに考えております。その部分については、これまでも村上保健所を通じて県の公表基準の在り方について私から様々な場面で提言はさせていただいたわけでありましてけれども、今現状として市が公表をしているレベル、これがぎりぎり限界だというふうに実は感じています。そうした中で、公衆衛生上必要なものというものの判断を、では誰がするのか、この作業については県が主導でどうしてもやらざるを得ない、そういう仕組みになっておりますので、そのところを実はせんだっても県と協議をさせていただいて、市の職員と県の職員が同じテーブルで同じ作業に従事して、同じ今回の対策に対応することによって、それを共有しながら、しっかりとしたその地域に合った公表の仕方というのが可能になるのではないということもご議論させていただいております。ですから、なかなか難しいです、これ。ご本人、また当事者、関係者の皆さんの人権を保護する観点と公衆衛生上、市の全体としての情報をしっかりと公表して、市民の安全・安心を守っていくこと、このことを両立させるためにこれからもしっかりと取組を進めなければならないと思っておりますので、これまでやってきたところが全てでなくて、順次ブラッシュアップしていくことが必要です。

それと、今行政無線を使って提供しております。その中でも、県の状況はこうなっている、村上市の状況はこうなっているというところでお伝えをしてきたわけでありましてけれども、その中でレベルが幾つだということまでは言及しておりませんでした。それが必要なのかどうかと、うちの感染症の状況のレベルが、市内のレベル、こういうふうになっていますよというのも積極的にオープンにしてこなかった部分もあります。それが不必要なのだろうなというふうな視点もあったわけでありまして、それがゼロである、1である、2である、3であるということによって、無用なその辺の危機感ですとか、安心感ですとか、それがまた人流の拡大につながったりするおそれとか、それをまた止めるおそれもあるわけでありまして、そのところはもう少し研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） なかなかこの情報開示というのは非常に難しい問題だと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。やはりある程度、例えば感染者が確認された地区は少なくとも公表してほしいというような市民の皆様からのご要望は非常に多いのです。今市長のご答弁もありましたけれども、やっぱりその地区、地区に、地域、地域に応じた最適なやり方というのはあるのだと思うのですけれども、村上市は非常に広いものですから、そういうある程度地区を開示することも必要だと思います。また、そういうことをすることによって、市民の皆様はより安心してい

ただけるとともに、行政への信頼感もアップするのではないかなと思います。それと、もう一つは、入院している方、または自宅療養の方とかおられるわけですが、そういう人数、また退院した方の人数なんかも、その都度、都度という必要はないと思いますけれども、1週間に1回なり、10日に1回なり、ある頻度ではそういうことも公表していただければ市民の皆様は安心するかなというふうに思います。

次に、感染防止徹底……

○議長（三田敏秋君） 富樫議員、市長から答弁あるそうです。いいですか。

○3番（富樫雅男君） はい、よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市といたしましてもこれまで数次にわたって県のほうに、実は自宅療養者、市では情報を把握していません。県から出てきませんので。そういう状況の中で、ただ市民なので、何とかしてそこを支える仕組みを県と市が連携をしてやったらどうかという提案、私直接させていただいております。その中で、県としては、県がそれは自宅療養者支援をやるということの制度をつくり出すということでお話しいただいているのですけれども、その際も地元を一番分かるのは、市民のことを分かるのは市なので、やっぱり地元保健所と市がしっかり連携してやったらどうかというような話もしっかり含めながらやらせていただいているところであります。その上で、今ご指摘のような点も含めてしっかりと市としては対応させていただいておりますので、これからも引き続きその部分の制度はどんどん、どんどん上げていきたいと思っております。ただ、地区の部分も市の職員であれば、市の施設であれば分かるのでありますが、どこの地区の方だという情報も市としては把握できていませんので、なかなか難しいというふうに思っております。ただ、市民が心配に思う気持ちもあるのだよということはまた改めて県のほうに伝えて、情報の提供の公表の仕方がどうあるべきかというのはしっかりとこれからまた検証していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。市のほうでも公共施設以外の感染者がどの地区で出ているのかも知らされていないということは非常に驚きました。

次に、感染防止徹底プロジェクト事業に関してですけれども、私先月から約50件ほどの飲食店を回ってみました。感染防止対策が不十分かなと思える店舗も一部ありました。また、そこにいらっしゃるお客さんで、市外から来ておられる方からは、ちょっと村上市は感染防止が甘いねと指摘されたこともありました。そういうことで今回一般質問させていただいたものです。先ほど市長のほうからも県の新しい取組についてのお話もありました。私も通告書を作った後、先週9日に県のほうから認証制度が発表になりました。この認証制度というのは非常に細かく、45項目にわたって防止対策をお願いするという内容です。ただ、これ認証されますと、県のホームページで店舗名が公表もされ、それでこういうふうな認証ステッカー、これを店頭にはり出すことができるという内容

になっております。さらに、感染防止のためにかかった費用の4分の3、50万円を上限にして補助をいただけるというものです。村上市も、県もそうなのですけれども、昨年も3密防止のこういういろいろ助成というの、補助もやられました。今回も感染防止徹底プロジェクトということでやられておりますので、ぜひ県のこういう認証制度の周知も進めていただいて、総力を挙げて村上市内の飲食店の感染対策のレベルアップを図っていただきたいというふうに考えます。最後に、市長のそこら辺のお考えをお伺いできればと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本市独自の感染症対策事業を打って、県のほうが認証制度をつくっていただいておりますので、両方使えますので、非常にいいタイミングだなというふうに思っております。私も県のチェックシートを拝見させていただきましたが、非常に細かくて大変だなというのを感じています。その上で、県の認証制度というのを取るとというのがやっぱり今の飲食店さんにしてみれば一番の戦力になると、武器になると思いますので、そこを取るために市としても応援しよう。そのチェックがクリアできるような形で感染症対策が施されていれば、県のそういう評価があったとしてもオーケーになるわけでありますから、そういうところを応援しよう。これ市だけではできませんので、商工会議所、商工会、各分野、飲食店産業の皆さんも含めてでありますけれども、これまでも数次にわたって議論させていただいておりますので、そういう機会を通じて〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕このことがしっかりと実現できるような形で、応援できて、認証がしっかり取れるという仕組み、そのことも重要だなと思っておりますので、そこは今一番優先順位を高めて取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。市長のご決意を伺い、非常に頼もしいと思っております。村上市内の飲食店は安心して食事ができると言われるように今後とも引き続き市のバックアップをいただきますようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで富樫雅男君の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、6番、河村幸雄君の一般質問を許します。

6番、河村幸雄君。（拍手）



〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 驚ヶ巢会の河村幸雄です。一般質問通告、2つの大きな項目で行わさせていただきます。

1、部活動の在り方について。文部科学省では学校教育の一環として、部活動が位置づけられており、適切な内容や方法による部活動の指導等を一層推進することが求められています。今後、学校の働き方改革を踏まえた部活動の在り方についてお伺いいたします。

小さな1、村上市の主要事業にも挙げられている部活動指導員の配置状況と部活動の現状と課題についてお伺いいたします。

2、部活動の見直しが進められる中、第一歩として、休日の指導体制の構築が挙げられます。令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していくとのことですが、村上市の具体的な方策はありますか。現在の取組状況と進捗についてお伺いいたします。

3、部員の減少により、部活動の存続が難しくなっています。今後、学校・中体連と共に、部活動の方針を変えていく必要もあると思いますが、お考えを伺います。

4、部活動における他校との交流・練習試合については、コロナ禍の中で細心の注意を払って実施していると思いますが、今後の本市による大会への取組や中体連との協議状況をお伺いいたします。

大きな2番、子どもたちの体力向上への影響について。子どもたちの体力の低下傾向や運動離れが懸念される中、コロナ禍が子どもたちの体力の向上、体の管理、運動時間の減少に与えた影響は大きいと思います。今後どのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

教育長答弁後、再質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、河村幸雄議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

なお、答弁につきましては、教育長からいたさせます。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、河村幸雄議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、部活動の在り方についての1点目、部活動指導員の配置状況と部活動の現状と課題はとのお尋ねについてでございますが、本市においては、生徒にとっても、教員にとっても魅力ある部活動となるよう村上市部活動方針を策定し、具体的な体制整備の一つとして令和元年度から部活動指導員を配置しております。令和元年度は3校に1人ずつ、計3人、令和2年度は全ての中学校、7校に1人ずつ、計7人を配置しております。今年度につきましても7人を配置する予

定であります。現時点では5人しか配置できておらず、未配置の村上第一中学校と朝日中学校につきましては引き続き募集しているところであります。部活動指導員は、単独での指導や大会等の引率が可能で、配置された学校につきましては教員の業務負担軽減につながっております。また、中学校運動部活動の現状についてでございますが、全ての中学校で生徒数や教員数の減少により、従来の部活動の種目を見直さざるを得ないという状況になっており、スポーツ少年団で所属していた競技を継続したい、様々なスポーツを楽しみたい、競技力向上を目指し、大会で力を発揮したいなど、生徒の多様なニーズに応えることができない状況であることが課題となっており、学校と地域が連携した部活動の推進体制づくりが必要となっております。

次に、2点目、休日の部活動を地域に移行することの取組状況と進捗はとのお尋ねについてでございますが、昨年度は市内5つの地域ごとに教育委員会、学校、PTA、地域スポーツ関係団体の代表者が一堂に会する場を設定し、自校の部活動の現状や課題を共通理解するとともに、休日部活動の地域移行の目的や意義、実現に向けた課題を話し合うことができました。地域の子どものための多様なニーズに応えることのできる環境整備、地域部活動の管理運営の在り方、大会やコンクールへの参加の在り方など多くの課題が浮き彫りとなり、今後も関係者それぞれが抱く思いや願いを調整するための回を重ね、令和5年度からの段階的な地域への移行に向けた環境整備に努めてまいります。また、スポーツ庁の委託を受け、NPO法人希楽々が神林地域で取り組んできた運動部活動改革プラン委託事業の成果を今年度は市教育委員会が新潟県から委託を受けた地域運動部活動推進事業を通じて市内に普及し、休日の地域部活動の実現に向け取り組んでまいります。

次に、3点目、今後、学校・中体連と共に、部活動の方針を変えていく必要もあると思うが、考えはとのお尋ねについてでございますが、少子化による学校の小規模化により、従来どおりの学校部活動運営が困難になっている状況は、全県的な問題となっております。市教育委員会では、令和2年度入学生から、進学する中学校に希望する部活動がない場合は、指定された条件を満たすことで、教育的配慮による学区外通学を許可することにいたしました。また、新潟県中体連では複数校合同チーム編成の規定を整備し、大会参加への救済措置を講じておりますので、野球部やサッカー部で合同チームを編成している学校もあります。しかし、中学校とクラブチームとの二重登録はできない競技もあり、少子化に対応した、より緩やかな大会参加へのルール確立ができないか探していきたいと考えております。さらに、今後も市内中学校の生徒数減少は進みますので、さらなる学校規模に応じた部活動数の見直しや単一学校での部活動から複数校合同部活動や地域部活動の設置など、新たな部活動の在り方を構築する時期に差しかかっているものと考えておりますので、関係スポーツ団体に働きかけ、検討を進めてまいります。

次に、4点目、コロナ禍の中で大会への取組や中体連との協議の状況はとのお尋ねについてでございますが、4月下旬から5月9日の期間、市内全中学校において、部活動による他校との交流・練習試合、各種大会への参加を自粛することといたしました。現在、中体連との協議では、陽性者、

濃厚接触者、保健所から行動制限をされた生徒、PCR検査を受けて結果が未定の生徒以外は中体連主催の地区大会、県大会に参加することができるとしております。また、中体連主催以外の対外試合については、該当する生徒がいる場合、大会主催者、対戦相手校学校長、当該校や相手校の保護者の同意を得ることができた場合実施することができると確認しております。いずれにいたしましても、日々の活動の成果を発揮する場として各種大会は生徒にとって大切な機会でありますので、生徒の日々の健康観察と感染対策を万全にし、生徒の健康を最優先に、市内や県内の感染状況を見極めながら、できる限り交流の機会を奪うことのないよう努めてまいります。

次に、2項目め、子どもたちの体力向上への影響についてのコロナ禍が子どもたちの体力向上、体の管理、運動時間の減少に与えた影響は大きいと思うが、今後どのような対策を講じていくのかとお尋ねについてでございますが、本年4月にスポーツ庁より令和2年度の体力・運動能力調査結果の速報が発表されております。令和2年度は、新潟県を含め、実施できなかった都道府県が多数あり、十分なデータが回収できなかったことから、参考値としての公表ではありますが、体力テストの合計点が小学校は11歳を除き前年度よりも高く、中学生は14歳男子を除き前年度よりも僅かに低いとの結果であり、コロナ禍の影響は令和3年度以降の調査において分析が必要としております。本市小・中学校においても昨年度は体力テストを実施できませんでしたので、コロナ禍が子どもたちの体力向上に影響を与えたかどうかを示す客観的なデータはありませんが、長期間にわたる学校の臨時休業、部活動やスポーツ少年団活動の休止、体育の授業や休み時間の遊びの制限等で運動に取り組む機会が減少しているものと推測されます。今後の対策としては、各学校には感染症対策を万全にした上で、子どもたちが楽しく体を動かす機会を十分確保できるよう指導してまいります。特に小学校では今シーズン水泳授業を実施しないこともあり、代替のスポーツ活動として、村上市スケートパークを会場に、バランス感覚や体幹を鍛える運動を授業に位置づけてもらう予定です。また、本市の小・中学校においては、各校で健康増進・体力向上のための一学校一取組を進めておりますので、各学校が自校の子どもたちの課題を明確にし、課題克服に向け工夫して、子どもたちの体力向上に努めていくことができるよう働きかけ、その成果を検証してまいります。さらに、地域での魅力ある各種スポーツ事業に多くの子どもたちが誘い合って気軽に参加できるよう、スポーツ関係団体と連携を深めていくことも大切だと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 市長、教育長、ありがとうございました。

では初めに、部活動ということで、オリンピック開催へ明確なる子どもへの説明をお願いしたいと私は思います。先生方も大変難しい対応だと思います。明確な答えは出ないのかもしれませんが、子どもたちにしっかり伝えて、コロナ禍の中、今現在オリンピックを行う意義を時間をかけて、人の命とどちらが大切かとか問われています。復興五輪、勇気を与えてくれたり、感動、挑戦、感謝

の大切さなど、みんなでつないでいこうということかと思えます。学校の諸活動や行事の制限がされ、それを受け入れ、従うしかない子どもたちにそういう伝えることが私は大切な教育だと思えますので、当然そういう話はしているかと思えますけれども、答弁は要りません。そういうような形で、何でオリンピックはあるけれども、できないのだろうね、僕たちも部活したいのだけれどもという、そういうような声に応じてやるような教育を、教えをしていただきたいと思えます。

では、部活動指導員の配置において、これまで幾度かも社会体育団体や外部指導者、PTA、学校側などを招集してきたと思えます。市教委主催の意見交換が行われたということですが、状況、どのような意見交換であったかということをごちゃと教えていただきたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 部活動指導員ということではありませんけれども、特に休日の地域への部活動移行についてどう考えていくのかということが協議題の中心だったのですけれども、やはりまずそれぞれの中学校、村上地区だけは3中学校ありますので、3校一緒の会議だったのですけれども、それぞれの地域の中学校区で、やはり自校の学校部活動の課題がどういうことなのかと、それぞれ学校関係者、それから生徒、そして保護者、地域の方々の受ける思いは違っておりますので、それをまずお互い忌憚なく出し合えるような場にいたしました。その上で、休日の移行に向けてどのような課題があるのか、そういうことを話題にして話し合っていました。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） お互い、学校側、そしてまた国の考え方、そして受けてくださる指導員の方々と意見交換をしたということかと思えますが、それにしても学校側の思い、指導者の思いというか、一致できているのでしょうか、方向性というのが。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 現時点で一致はできていないと思っております。というのは、休日の地域への移行は、国は教員の働き方改革を受けてという表現を使っておりますが、学校側は、校長、それから部活動担当の声を聞いても、困っている学校もございます。あまり意識を感じていない学校もあります。そればらばらなのですけれども、そういう教員の思い、ただ働き方改革の中でやはり時間外勤務が非常に多くなってきているということは、どうしても縮減せざるを得ませんので、そういう認識はあるのですけれども、では地域の方々、スポーツ関係団体の方々はどう受け止めているかという、もちろん働き方改革の一環としてこの休日の移行があることは分かっているのですけれども、それよりも地域の子どもの多様なニーズに応じてやるにはスポーツ団体としてどうあればいいかということにどちらかという主眼があります。ということで、そこをいろんな、今大きく2つのことを申しましたけれども、それをすり合わせて、一体この休日の移行はどういう意義があるのかということをごちゃと共通理解していかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） お互いの思いを歩み寄っていかなければならない、学校側と指導者の差はまだまだあるのでしょうかけれども、そういう状況だということかと思えます。

部活動指導員の選定方法、採用についての条件なんていうのはどのような形で決めていくのでしょうか。各学校からの要望であったりとか、いろいろな要請があるとか、保護者、生徒からのお願いであったりとか、何かそういう指導員をお願いする、そのための条件というのを教えていただきたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 部活動指導員につきましては、各学校から適任者を推薦いただきまして、任命しているということになります。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 分かりました。

現在外部指導員のいない部活については、今後どのような受皿、どのような考えを持って対応していく予定ですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 先ほど申し上げたように、村上第一中学校、朝日中学校でまだ見つかっておりません。朝日中学校においては、卓球部の指導できる部活動指導員が欲しいという願いで、現在選定しているところです。それから、村上第一中学校は、ちょっと変な話ですけれども、どの競技でもいいと、種目でもいいと、人選しているところです。ただ、このまま選定できないということではよろしくないですので、一応6月いっぱいとか7月いっぱいとか期限を決めて、駄目なら、見つからなかったらほかの学校に振り分けるといことも考えております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 指導員を望むということは、本当にスポーツの経験があるだけではなく、教員、指導者は、住民よりもはるかにやっぱり高いレベルの知識と、物を教えるだけでなく、高い教育が求められると思いますけれども、そこには指導すること、人間力をつけることとか、そういうことまで指導員には望むものでありますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 部活動指導員につきましては、今おっしゃるとおり、そういったものも含めてご指導いただくということを望むものであります。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 学校側として安全な部活であるということは理想ですけれども、事故などの責任、北海道では自殺があったと。部活のからかいによる放置で、からかいや軽いふざけ合いを学校はいじめと判断できなかった、そのような様々なことも考えられてくると思います。その責任上の問題とかという話になると、どんな方向性になっていくのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それを、部活動指導員はやはり責任を持って指導してもらわなければいけないのですが、部活動指導員に例えば今議員が言われたような責任を全てかぶせるということは毛頭考えておりません。事故がないように、いじめ等がないように、やはり学校側、特に顧問と部活動指導員がよく打ち合わせて、そして学校は部活動指導員に任せるということだけではなく、子どもたちの声も聞きながら、観察しながら、日頃の状況をよく見て、いじめ等の事態が生じないように万全な措置を取りながら、部活動指導員にも活躍してもらうことを考えていかななくてはならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） ありがとうございます。

では、2番目に移らせていただきます。学校の働き方改革を踏まえた今後の方向性という形で、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行すると。国の考え方としては、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日教科指導を行わない、同様に休日教師が部活動の指導に関わらない環境の構築を進めているということでございました。部活動指導構築に向け、先ほどもちょっと同じようなことになるかと思えますけれども、村上市や校長会、総合クラブ連合会などと取組報告会を行ったり、協議を進めている、今後地域部活動化が必要であると説明された。そして、1回目はほぼ国の方向性、報告だけで、参集側も聞くだけの内容であった、書類などの準備や事前の説明もちょっとそろっていなかったような気がする。協議の状況と2回目からの協議の課題をどのように方向を進めていくつもりですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 休日の地域への移行の目的、意義等については前回説明させてもらって、一応はその在り方を理解してもらったのですが、私が出た村上地域の話合いの場では、国や県の考え方は分かったと、村上市教委、村上市はどう考えているのだと、そういうことも言われました。そういう中で、令和5年度からなのですが、希楽々さんと、それから神林中学校が複数年に関わって取組を具体化しておりますので、そういう成果も受けながら、広く各中学校等に働きかけていかなければならないのだと思います。いずれにしても、本当に単に指導者が見つかればいいのかという問題ではありません。だから、移行できるというわけではありません。やはり学校からまず基本的に地域に部活動が離れるわけですので、土日は、部活動をコーディネートする団体、例えば総合型地域スポーツクラブとか、そういうところの力を借りざるを得ませんので、そうなるためにはどのような条件が必要なのかということ、では地域と学校の関係はどうあればいいのか、土日の大会参加にはどう、先ほど責任の問題も言われましたけれども、平日は中学校で部活動して、土日は地域でやる、では大会に出るときはどちらが責任を持つのかとか、その費用はどうするのかとか、もろもろの課題が浮かび上がっておりますので、そういうことを詰めていかななくてはならないと思ってお

ります。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 地域に移行するという国の考え方の中に、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みをつくりたいと。本当に私はありがたい、そのことを大切にしていきたいなというふうに思います。どんな割合で、頑張って引き続いて部活動をやっていくよという先生の割合といますか、そういう思いの方というのはどの程度おられるのでしょうか。こればかりは今結論は出ないのしょうけれども。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） ちょっと数字的なものは捉えておりませんが、例えばその教員が卓球が堪能で、自分は卓球部を今顧問で持っている、そういう人はやはり自分の指導力をこれからも発揮していきたいという願いを持っているのだと思います。ところが、全然自分は堪能ではない、得意ではない種目の顧問をしているとか、土日までそういう部活動には参加したくない、家庭の事情があると、いろんなそういう方もいるとは思いますが。ということで、やはり今後も部活動に関わっていききたいという教員には兼職兼業のそういう許可を届け出てもらえれば地域でのそういうスポーツの指導に参加できるという体制が整っておりますので、そういうものを利用してもらって指導力を発揮してもらいたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 地域移行とはいえ、そういう思いで臨んでくれる人がいていただきたいと思えますし、ありがたいと思えます。社会体育団体ありきで、任せっきりでやってしまうのは私はどうかと思えます。学校側も働き方改革をした意味がないではないかというようなことになってはいけませんしょうけれども、学校側も先生方のお力を借りたり、団体のお力も借りたり、そういうような形でやっていくというのが大切かなというふうに思っております。

また、希楽々さんのことですが、部活動改革プラン、NPO法人希楽々の進めている学校が関与する地域活動融合型部活動、課題も抱えながらも、柔軟な発想を持ちながら、今できる最善策を模索しながらスタートしたということでございました。3年目となった神林地区の先行事例となっている、先ほど教育長からも話がありました、この融合型部活動の取組をどう考えていくか、このような団体のお力を借りながら今後進めていくというような考え方なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 昨年度までは希楽々さんがスポーツ庁の委託を受けて、神林中学校、地域と連携して取り組んでまいりました。今年度は、正確に言いますと、スポーツ庁から新潟県が委託されております。新潟県から村上市教育委員会が再委託されて、同様の事業に取り組んでおります。希楽々さんと連携しながら、昨年度の例えば具体的に神林地域でどのような、土日、それから放課後の、夜間の活動を含めて、そういうことを実施しているのか、そういうことを他の地域ができる

のかどうか、それから研修、先ほどもスポーツ指導員、外部指導者の、そういういろんな面での研修も必要ですので、西原先生という方のそういう講座、それを活用しながら、具体的に神林地域だけではなく全地域にそれを発信して、研修に参加してもらって指導力を高めていく、そういうことも実施してまいります。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） ありがとうございます。希楽々さんが言っておりました。子どもたちが一番という考え方で、学校管理から地域で行う方向で3年前から取組を進めてきた、神林地区だけではなく、全地区で取組をやっていかないと、みんなで共有したいとのありがたいお言葉でございました。学校側も自分の仕事はこれで終わりだなんていう思っではもらいたくありません。学校教育、コロナ禍を境に大胆な構造転換をするときが来ているのも分かりますけれども、子どもの時間、共有を優先する教育の原点を考えて進めていっていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） ちょっと言葉は悪いのですが、今回の希楽々さんの取組、事業の中で、働き方改革の中で休日の部活動を地域に移行するということを進めているのですが、決して教員を楽にさせるために私たちが引き受けているのではないですよと、あくまでも、先ほども申し上げましたが、地域の子どもの多様なニーズに、地域の子どもの生涯スポーツとしてどう子どもたちを地域が育てていくのか、そこの受皿となりたいと、そのためには学校と地域がより協働・融合していかなければ駄目だと、今後の部活動の在り方、持続ある部活動にしていくためには、もはや学校だけが担えばいいという考えではないという考えの下に地域と協働・融合して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 教育長、ありがとうございます。文部科学省からの、国からの考え方というのは当然あるかと思えます。それを基に、本当に村上市ならでは、村上市独自の進め方も必要になってくるかと思えますので、教育のほうも子どもの指導の確立をよろしくお願いいたします。

次に、3番、部員の減少により、部活動の存続が難しくなっている件についてお話しします。他校との合併チームを繰り返したために部員の募集停止、その後廃部が決定した、市内の学校を鑑みましても同様の現状が予想されています。また、学童においてもスポーツ少年団の減少、今後さらに各校部員も減少が進む、そのような中で1校単位ではなく、市内全校同時の措置が必要となってくるかと思えます。郡市内で足並みをそろえることも大切かと思えます。そんな中、学校レベルだけではなく、中体連の方針も考えていかなければならないと思えますけれども、その点についてお聞きしたいのですけれども、中体連側の考え方というのは何かあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 中体連が実際に主催する大会というのは、そんなに多くありません。ここ



らでいうと、下越大会、県大会、北信越大会、全国大会、それにつながるもののみが中体連の主催の大会です。原則的に中体連はその大会の在り方を考えていると理解しておりますので、実際日々の部活動がどうあればよいかということを考えるに当たって、中体連とどう連携していくのかというのは、現在のところ、大会の在り方については連携しておりますけれども、日々の在り方については市独自、また市全体の7つの中学校で考えているところです。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 大変すみませんでした。

今後村上市全中学校の部活を統合したり、場合によっては、野球部であれば1から2チームに編成するなど、そのような考え方を持っておられるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 中体連の大会、そのほか中体連主催以外の団体が主催する大会、それへの参加資格として、例えば村上第一中学校と村上東中学校、野球部の場合でしたら、どちらにも野球部がないと合同チームをつくることができません。片方がないのに、例えば村上東中にあるから、合同で出たいとか、そういうことは原則認められておりませんので、そういう場合の、例えば今困っているのは朝日中学校が、荒川のサンスマイルあらかわのクラブチームにサッカー部が何人かいて、サッカー部の部員が少ないと。でも、特例で水原中学校の、そこは逆に、阿賀野市ですけれども、あまりにもたくさんサッカー部員がいて、その部員をお借りして、特例で合同チームをつかって大会に参加するとか、そういういろんな柔軟性も出てきておりますので、合同部活動にしても、文化部を含めて柔軟に、それでいて放課後の活動が実際にできるのかどうか、そこは本当に運営上難しいと思いますので、それぞれの学校の希望をよく聞いて実施していかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 子どもたちが本当にやりたい競技、スポーツができないことが果たして健全な育成と言えるのか。環境の整備が早急に求められているのでしょうかけれども、文武両道の精神が問われる中、部活動も今後、その文武両道、ここだけは守っていただきたいと思っております。決して文武両道がなくなるなんていうことはないと思っておりますけれども、その辺はどう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 部活動は、吹奏楽部はじめ文化部に所属している子どもたちもたくさんおりますので、それも含めて、文武両道と言えるのか分かりませんが、やはり本当に学力も村上市の課題として伸ばしていかなければならないし、健康・体力づくり、運動の競技力向上、生涯スポーツを愛する、そういう人間も育てていかなければなりませんので、いわゆる文武両道の考え方は大事だと思っております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 郷土愛や少年期における楽しい思い出、仲間との交流や人間形成においても重要なファクターであり、大人になってから望郷の念を思い起こす一因でもあります。しっかり地域の宝である彼ら、彼女らの、今後村上市を担う子どもたちのために部活動とは大切な教育の場であると思います。働き方改革も大事ですが、そのことによって失うものがあるなというようなことがないように進めていっていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕

○教育長（遠藤友春君） 部活動、自発的・自主的に子どもたちが望む、そういう意味で多様な、そういう意義がありますので、本当に地域の将来を担う村上の宝である生徒たち、子どもたちの健全な成長を願う部活動にしていかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 全ての項目が全てにつながるような形でございますので、部活動の改革は本当に生徒なのか、教員なのか、何に優先順位を置くかで一長一短、両面があると思いますけれども、子どもが優先であってほしいと思います。大変な条件の中、学校側もあれですけども、何とか子どもたちのために進めていっていただきたいと思っております。

大きな2番、子どもたちの体力向上への影響についてお伺いいたします。コロナ禍の中、運動離れ、子どもの体力向上が懸念されていると。運動時間、体育の授業を除く時間が減少、児童生徒の体格の状況や肥満の割合が増えたとかという話も聞いております。おおむね体力の低下傾向がある中、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、基礎的運動能力は依然として低い状態であると。近年では、積極的にスポーツする子どもと、そうでない子どもの二極化が顕著になってきていると。運動習慣が身につけていない子どもに対する対応の充実が課題となってくるかと思っております。コロナ禍の中で大変厳しい状況でありますけれども、この現状を、対策をどのように考えておりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 小学校においては、今スポーツ少年団活動、地域でございましてけれども、その団員の加入率が、少ないところで2割、多いところでも3割くらいなのでしょう、二、三割になっていると認識しておりますので、決して子どもの数が少なくなったから、入団率が低いと私は思っておりません。やはり議員ご指摘のとおり、運動に興味がある子、そのほかに興味があったり、家にいる自分の時間を過ごしたい、いろんな思いがある子どもたちがいると思っております。そういう中で、やはり健康増進、スポーツ競技力向上、そういうものに向けてスポーツ少年団活動は非常に大事だと思いますので、それを奨励していかなければならないと思います。また、部活動も同様に考えますので、保育園、小さい子どもの頃から段階的にスポーツに親しめるような環境を村上市として、より整えていかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） ありがとうございます。

先ほど教育長のお言葉の中から夏の水泳授業は実施しない、体力向上のために、ほか、ラジオ体操であったり、陸上大会、マラソン大会、球技大会であったり、特に体育祭だの、今までコロナになる前から比べて一番の改善点をどこに置くか教えていただきたいのですけれども。いろいろ見直しを図ったりしてやっていくものだと思いますけれども。難しかったら、体育祭は行われるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 運動会、体育祭につきましては、各学校でコロナ対策を十分取った中で実施する方向で、実施しております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 種目を見直したり、工夫をしたり、やっていくのだと思います。〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕中止ではなく、子どもたちに模索してもらったり、そういうことも考えてやっているのであろうなというふうに思います。時間の短縮であったり、様々なことを見直したりしてやっているのでしょうけれども、私はそういう形であれ、何とか開催できる方向に結びつけるよう努力していただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 議員ご指摘のとおり、本当に子どもたち、日々の授業だけではなく、いろんな学校行事、運動会、体育祭、修学旅行、陸上記録会とか、そういうのを楽しみに、いろんな場面、場面で力を発揮したいと思っている子はいると思います。そういう子どもたちの願いをかなえてやるのも学校だと思いますので、現在のところ、運動会、体育祭は感染予防に努めつつ確保していく予定です。それから、小学校の陸上記録会についても今年度は9月に実施させていただく予定となっております。ただ、水泳授業については、昨年度は市内の感染状況から大丈夫だと考えてやらせてもらったのですけれども、今年度は判断した時点でまだ市内においてコロナ禍が広がっているという状況で、学校の理解をもらって今シーズンは中止ということの判断をさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） ありがとうございました。子どもたちを本当に第一にした視点で1つ1つ進めていていただきたいなと思います。学校の改革は分かりますけれども、このコロナ禍の中、厳しい状況で子どもたちも頑張っております。地域と学校側と、そして子どもと保護者と協力して連携しながら、問題を共有しながら様々な問題に取り組んでいくのかと思いますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上、一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで河村幸雄君の一般質問を終わります。

午後2時5分まで休憩といたします。

午後 1時48分 休憩

---

午後 2時05分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、18番、長谷川孝君の一般質問を許します。

18番、長谷川孝君。（拍手）

[18番 長谷川 孝君登壇]

○18番（長谷川 孝君） 本日最後になりましたので、もうしばらくご辛抱のほどよろしく申し上げます。

私の一般質問は2項目です。1項目めは、コロナウイルス感染症に係る公表の在り方についてです。本市における市施設の新型コロナウイルス感染症に係る公表の公益性について伺います。本市における感染者数は、3月末から市施設を中心に増加を示しました。感染経路が不明であることから、原因を究明するものではありませんが、市保育園においてクラスターが発生したと見られる旨の報道がなされています。そのことから、初動の公表の在り方について、「区別」と「差別」の意義に鑑みて、公益性に問題がなかったかをお伺いいたします。

2項目めは、村上市・胎内市沖洋上風力発電事業における本市の考え方についてです。本市は6月4日に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとした村上市ゼロカーボンシティの表明を行いました。カーボンニュートラルの実現に向けて期待されている洋上風力発電は、その円滑な導入に向け再エネ海域利用法により、必要な海域占用のための仕組みが整備されてきました。村上市・胎内市沖洋上風力発電については、7月頃にも促進区域の前段階となる「有望な区域」に選定される可能性があるとの報道されています。両市にまたがる事業想定区域となるため、課題もあるとは思いますが、新産業と雇用を生み出す総合戦略について市長のお考えをお伺いいたします。

以上2項目です。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） それでは、長谷川議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、コロナウイルス感染症に係る公表の在り方についての公益性に問題がなかったかとのお尋ねについてでございますが、先ほどの富樫議員の一般質問でもお答えをいたしました。本市の感染症患者等に関する情報につきましては、村上保健所において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づき調査、情報収集を行い、感染症の発生状況や感染症の予防に必要な情報等を公表しております。これを受け、本市におきましては、

県の公表内容に基づき、人権の尊重と個人情報の保護、また事業者等の風評被害など、いわれのない差別や偏見が生じることをないよう十分配慮しつつ、感染症患者の発生状況や拡大防止のための啓発など、関連情報を公表しているところであります。一方で、市民からは感染症患者の居住地域や職場、行動歴など、より詳細な情報を知りたいというお問合せもいただいております。感染情報は、感染拡大の防止に必要な範囲で公表することとされているため、居住地域や他者に感染させる可能性がない場合の行動歴などについては、原則県から公表されないため、本市では情報を知ることができません。また、4月上旬の保育園における感染対応につきましては、発生当初、保育園が限定的な利用に限られていることや、施設名の公表により感染した園児の特定につながることに配慮し、関係者のみに情報を伝え、保育園名の公表は控えることとしたものであります。村上保健所では、感染症患者の濃厚接触者の追跡調査によりPCR検査を実施していましたが、複数の保育園で感染を確認したことから、本市独自のPCR検査を実施し、それ以上の感染の拡大を防ぐ措置を講じるとともに、地域社会への影響を考慮し、個人情報の保護に最大限配慮しながら、感染症患者ご本人の同意を得て保育園等施設名の公表を行うことといたしましたものであります。情報の発信については、公表の有無にかかわらず、施設利用者のご家族や関係者など、お伝えすべき人にお伝えすべき情報をお知らせし、対応させていただいておりますので、公益上特段の問題はなかったと考えているところであります。他方、情報発信の仕方を振り返りますと、個人情報を保護するための制限された情報発信であったことから、地域の特定や施設の特定などの臆測が市内に広がり、大きな混乱を生ずることとなりました。感染症患者やその関係者の皆様に対する人権をしっかりと守りながら、市民の皆様のお安全・安心を守るための情報の発信の在り方を見いだしていくことは大変難しいことではありますが、引き続き的確な情報を速やかに発信できる体制づくりに努めてまいります。

次に、2項目め、村上市・胎内市沖洋上風力発電事業における本市の考え方についての新産業と雇用を生み出す総合戦略についてお考えはとのお尋ねについてでございますが、村上市・胎内市沖洋上風力発電事業につきましては、県から国に対し促進区域への指定を目指して要望をいたしており、一部報道では7月頃にも促進区域の前段階となる有望な区域に選定される可能性があるとも報じられておりますが、現在のところ国や県から具体的な情報はありません。有望な区域に選定されると、海洋再生可能エネルギー発電施設の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法に基づく法定協議会が設置され、促進区域の指定に向けた利害関係者との調整や事業者公募についての協議が開始されることとなります。その際には本市も協議会のメンバーになることが想定されるわけですが、これまでも累次にわたって申し上げてきましたとおり、再生可能エネルギーによる新たなエネルギー産業を中心とした地域の活性化に資する利活用の手法についてしっかりと提案をしなければならないと考えているところであります。他方、これまでも申し上げてきたところでありますが、この事業が私たちの生活環境へもたらす影響や海面・内水面漁業への影

響などについて十分な調査、検証が行われることが必要となりますので、このことも併せてしっかりと発言していかなければならないと考えているところであります。また、協議会において合意に至り、促進区域に指定されますと、国による発電事業者の公募・選定が行われ、事業が進められることとなりますが、本市でも地球温暖化防止への貢献という側面とともに、岩船港の新たな利用や関連産業のサプライチェーンなど、洋上風力発電事業が地域経済に与える影響は非常に大きいものと考えております。こうしたことから、2050年のゼロカーボンシティを目指す本市といたしましても、再生可能エネルギー事業による新たな産業の創設や、これによる雇用の創出など、新潟県の北部海域における地域経済の拠点を形成できるよう、しっかりとした取組を進めていくことが重要であると考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 市長、ありがとうございます。

再質問に入らせていただきたいと思えます。1項目めのコロナ感染症に係る公表の在り方についてですが、3月末から5月にかけて、なかなかこれ個人情報とかあるので、民間の例えば飲食店とか、それから民間の市民がかかったとか、そういうのはまず別にしまして、今回まず市の施設の中で起きたことに関しての公表の在り方についてお聞きするわけなのですが、もちろん誰もが感染する可能性があるわけですので、施設のどこで起きてとかということももちろん誹謗中傷とかすべきではないということは私は知っているつもりですので、その辺は別にしまして、一番あれなのは、例えば市の施設名を公表するということが、例えば同じ場にいた人が速やかにPCR検査をしやすくなるとか、それから感染を防ぐのにつながるとか、施設名を公表するということは私は差別ではなくて区別なのではないかというふうに考えて、まずこの質問したわけなのです。差別というのは確かに、今でも、本当かどうかは別にしても、市内で感染した方の自宅に貼り紙したりとかということをしているというようなことも聞きます。それは、個人に対しての誹謗中傷は許されるべきことではないと。市長もシトラスリボンというの、私どもも市民の善意でつけさせてもらっているのですけれども、仮に感染しても、入院された方とかを、お帰りとか、そういう温かい気持ちになって迎えてやろうという社会環境づくりのためにこのリボンというのが愛媛県から派生したということなのですが、一番あれなのは、その施設名を、最初のときには、市長の答弁の中では施設名をあれすることが個人情報に特定されるのでないかということで最初は控えていたと言っていますけれども、はっきり言って次の日ぐらいになって、私どもも課長とかにいろいろ聞いて、どこで起きたのだと言っても、個人情報のあれで公表できないというふうに保健所さんのほうから言われているだけで、公表してくれなかったのですけれども、でも今市民はもっと速い、我々が情報を得る以上に、SNSとかで、もうすごい速さで情報が広がるのです。ですから、次の日になったら、どこどこだったのだってと、もうすぐ分かると。それを我々議員が全く知らないでいるという

ことよりも、区別なのか、差別なのかといった場合に、私は区別として施設名をきちんと公表して、それで誰かかったなんて個人の名前を公表するわけではないので、その辺の捉え方を最初からきちんとしていれば、あのようなクラスターの一部は出なかった可能性もあるのではないかとということを含めて今回のこの一般質問になったので、市長はやはりその公表の仕方というのには全く問題ないというふうに今でも思われているわけですよ。最初のときの公表の仕方というのは、施設名は村上市だけではどうしようもないと、保健所がそういうふうな形で公表しないでくれと言われたから、そのようにしたのだということだと思のですが、実際施設名を公表して本当に問題があったのかどうかというのが私には分からないのです、はっきり言って。最初のときの。出だしのときの。その辺について、市長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず1点目が、村上保健所から施設名を公表しないでくれということではなくて、いわゆる感染症法の立てつけ上、公表できませんということで指示があったということでありまして。しないでくれということではないわけです。そういうまずはハードルが1つあるわけなのですけれども、今議員おっしゃるとおり、区別、差別の部分、皆さん冷静に、これは差別でなくて区別ですから、冷静に行動をしてくださいということがそのままストレートに理解をしていただけたかどうかというのが非常にその部分は疑問だというふうに思います。やっぱり現実問題、あそこで、ここでという話になるのです。ですから、市といたしましては当然そこで、例えば施設で感染症患者が発生した場合については、村上保健所の積極的疫学調査の中で濃厚接触者と一般接触者かぶせますよね。当初は、もうそれに頼るしかなかったわけでありまして、当然その施設の中でもそこから漏れる人もいるわけです。子どもたちもいるわけです。そうしたときに不安ですよ。ですから、そういうところを全部含めて、それで感染症患者として特定されるおそれがあるということについてはやっぱり公表すべきでないだろうという判断をいたしました。そういう意味ではそのタイミングでの判断は間違っていなかったのだろうと思っています。その後、公衆衛生上の問題で少し広がりが見えました。議員今それが、もしその時点で公表していれば広がらなかったのではないかとご議論でありますけれども、その部分についても、村上保健所、それと県の専門家会議の専門家の先生のご見解では、そこはそういうことであつたらうということも特定できないという話でありました。ですから、いろんなそういう状況の中で取り得る最大限市民の安全・安心につながる方法というふうに公表した結果、そういうふうな形で臆測が広がった側面もあるということで、その部分につきましては公表の仕方について、やはりもっとほかの方法がなかったのかということについてはしっかりと検証して、次につないでいく必要があるだろうということで先ほど来ご答弁を申し上げているというところであります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 公衆衛生上というあれからして、例えば村上保育所というのは、管轄とい

うのはどこが管轄しているのですか。

〔「村上保育所。保育園」と呼ぶ者あり〕

○18番（長谷川 孝君） 村上保健所というのは、新潟県と村上市が管轄なのでないのでしょうかと  
いうことを聞きたいわけです。どうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 村上保健所の管轄管内というところによろしいでしょうか。

村上市と関川村、栗島浦村が管内になっております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） それで、管内というのは3つだけれども、新潟県と村上市が感染が判明し  
た本人に例えば年齢とか性別とか居住とか職業のどこまで公表するかというのを確認するのではな  
いのですか。違うのですか。例えば全部それが、村上保健所は新潟県が全部やるのだというのだっ  
たら、それはそれで私理解するのですが、そこの中の公表の部分について、保健所と村上市が、管  
轄が村上保健所の場合に、例えば栗島とか関川村も、村上市で公表の在り方とかということ、管  
内なのだけれども、村上市と保健所が公表の在り方ということをお互いにどこまでやるかとかとい  
うのをやるのではないのですかというのを聞きたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 県の公表は、議員ご承知のとおり、例えば村上保健所管内（市町村名、村上  
市）の何十歳代男性、無職であるとか、会社員であるとか、そういう表現までしかしません。市も  
その出た情報を基に公表しますから、市と保健所が調整をしてやっているということはまずありま  
せん。その中で、市の施設、市の職員の中から感染症患者が発生した場合については、これは職員  
に私のほうからお願いをしています。これ私権の制限になりますので、しかしながら市として、行  
政を担う者として、市民の安全・安心側のために、この施設で感染症患者が発生したので、そのた  
めに、皆さんの安全を確保するために一旦お休みをします、きちんと消毒をしてから、安全が確認  
されてからオープンをしますというふうなことを含めて公表するために、市の施設の場合、職員  
の場合についてはそのところは公表しています。保健所のほうではそこも公表していないわけ  
です、そこはちょっと違うということであります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） ちょっと私その辺が分からないところがあって、実は鳥取県の湯梨浜町と  
いうところの副町長が感染したのです、実は。その1か月ぐらいの感染した後のいろいろなものが  
毎日新聞の特集みたいな形で、1か月の行動履歴とか、本人の考えとか、いろいろなことが出てい  
ました。そのときに、例えば湯梨浜町というところは、保健所があるところが実際この近くの市  
に聞かれて、鳥取市ですね、この場合。保健所のあるところが。保健所を管轄する県と鳥取市は  
感染が判明した本人に年代、性別、居住地、職業のどこまで出すかというのを本人に確認して公表



するという部分を書いてあったものだから、村上市の場合はどうしたのだろうということを聞いたわけですね。それで、この副町長の場合ですと、事案の内容として、もう名前から全部出てしまったのね。本人も出してくださいということで出している、この内容の書類というのがこういうものらしいのです。そこで一番心配したのというのは、もし市の職員、そして議会関係者、149名いるそうです。その人たちが一人でも、もし自分が感染した中で、そういうような形で陽性反応が出たらもう大変なことだということで、入院しながら非常に悩んだけれども、幸いにして一人も陽性の方が出なかったということでありました。例えば忠副市長がどこどこに行き、飲み会も全然出ないで、出張もしないし、感染するということに対して、もうすごい、自分でマスクも離さないでいろいろやっても、この副町長という、町の副町長はなつた。1人だけ。こんなこともあるのです、実際。だから、私がさっきから言っているのは、施設名を公表すれば、例えば速やかにPCR検査も今回の場合はできたのかもしれないです。瀬賀先生とか一生懸命頑張ってくれたということも聞いていますから、防ぐのにはもう100%力を発揮したのかもしれないけれども、もっとやり方としてあったのではないかなというふうな気がするものだから、こども課長に、最初に私がどこの施設で起きたのだろうか、教えてくれないかと言ったときに、公表、個人情報も含めて差し支えがあるので、できませんと言いましたよね、最初。実際本当に公表しなくても、しても、同じような形になったのかというのを、推測の範囲でしかないのだけれども、私はそこでやっぱりきちんと市民に理解してもらうために、どこの保健所となれば、自分がそこに関わっているおばあちゃんとか、そういう人たちも、自分の息子とかにも関係あるから、自分も検査してもらおうとかと仮にスムーズにいくほうを私は注目するというのか、そっちのほうには私は行くのだけれども、そういうふうにはやっぱりならないものなのかなというふうなところをちょっと教えてくださいませんか。

○議長（三田敏秋君）　こども課長。

○こども課長（中村豊昭君）　教えてというふうなことではありますが、教える立場にはないとは思っておりますけれども、そういったことで、当初議員のほうからご照会あった際にお答えできなかったわけですが、保健所のほうの公表自体がご存じのとおりあの中身になっております。当時も市のほうでもそういう県のほうの公表を受けて、なかなか施設名の公表まではというふうなところにはなっていなかったのです。その後、PCR検査の実施、独自で実施したというか、市のほうでもいろいろと対応を取る必要がありましたので、少し公表の中身は変わりましたが、当時としては取り得る方法として仕方なかったのかなと思っております。

○議長（三田敏秋君）　長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君）　分かりました。それで、個人情報保護という公益性の関係も十分考慮しなければならぬというのはもちろん私は分かります。でも、先月27日に全国の知事会の危機管理・防災特別委員会では、災害時の死亡者や行方不明者の氏名公表の指針案を示したというふうにあります。今まではそれは公表していなかったのを公表しなければ駄目なのではないかというふうなところ

ろまでテーブルに着いたということ、氏名公表に公益性があると指摘。国民の知る権利に応え、災害の教訓を後世に残すことにつながると考え方を示したのだというふうに新聞に書いてありました。これは、本当にそういうふうになるのかならないのか分からないけれども、新聞にきちんと書いてあったという、全国知事会でそういうようなことをやっていこうというふうになった場合に、危機管理においてもやっぱり私は区別と差別の明確な切り分けをする必要が重要になってきているのではないかとこのように思います。

そこで、市長に最後にお聞きしますが、その後やっぱり公表すべき部分もあるということでも考え方も変わってきたとは思いますが、村上市の危機管理においての、このコロナに関して私は今後も、例えば変異株とか、いろいろな形で、何年か続いた上に落ち着いた形になって、インフルエンザのAとかBとかのほうにシフトしていくのに何年かかるか分からないけれども、そういうような形で徐々に徐々に落ち着いてくるのではないかとこのように思います。ですけれども、まだまだ注意しなければ駄目だということに思っておりますので、その危機管理の在り方についての公表の在り方というのをもう少しその仕組みを、確かに新潟県とか、そういうのがもちろんハードルもあるかもしれないけれども、村上市の市長として市民を、やっぱりきちんと危機管理を市民の中に醸成していく上において、もう少し考え方、仕組みを考えるべきなのではないかというように気がするのですけれども、それについてだけちょっと教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全国知事会からのそういった有事の際の対応については私も承知しておりますけれども、今でもそういった有事の場合、例えば命に関わる問題とか、そういうものがあつた場合については、個人情報であってもそれをかたくなに守るということをしなくてもいいことになっていきますので、それはそれでいつでもできるのでしょうかけれども、今回の場合については、それを明らかにすることによって、やっぱりそこに及ぼす影響が大きいだろうというケースが想定されたものですから、こういうふうな公表に至らなかったという対応をしました。その後広がりましたので、これは公衆衛生上やはりいろんなところに伝播をしていくおそれがある、そうなっている状況なので、多くの人のそのリスクから回避させようということで公表に至ったという、様々なステップを踏んだということになるわけで、実際県の公表の中でも、今しっかりしてくれるようにご要請をして、なつたわけですが、例えば学生の場合、学生といっても高校生もいれば、大学生もいれば、専門学生もいるわけですね。そういうふうな場合についての表現の仕方であるとか、今は生徒、学生に変わりました。県の公表の場合は、学生という公表の中で高校名までは指定していませんでした。これについては、県の公表の後に県の教育庁のほうで、その高校は、例えば通学の際に電車通学とかバス通学、要するに不特定多数のところと接触する可能性が高い、そういうところがあるわけですから、それがゆえに教育庁のほうでは高校名は公表しようと、これも実際のところ県の公表と県教育庁の公表とタイムラグがあるわけです。こんなことをしているものですか

ら、その中で市が取り得る最大限の方法ということで今日までやってきました。ただ、それで混乱が生じることにもなりますので、ここと混乱を生じさせずに皆さんに冷静な行動を取ってもらおうという公表の仕方、この在り方についてはこれからも、まだそういう場面というのは来ると思いますので、しっかりと工夫しながら発信をすると同時に、市民の皆様にもそういう形で公表されているのだよと、冷静なご判断をお願いしますということをお知らせをしながら、この両建てでやっていくことが必要だなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 分かりました。では、1項目めは結構でございます。

次に、2項目めについて、これぜひ、私、先回の3月の第1回の定例会のときに代表質問等で質問したときと大して変わらないということと、それから実際有望な区域にまだなっていないという現実を考えた場合に、それ以降については市長に答弁しろと言ってもなかなか難しい面もあるのではないかとこのように思いますが、私は私なりに、2年前の6月のたしか27日ですか、由利本荘市の洋上風力の南側の事業体の一つであります株式会社レノバとかに視察して、いろいろ聞き取りしたこととか、それから今月の、6月の9日に県の、今創業・イノベーション推進課ですか、の再生エネルギー担当、覚張さん、室長とかのところに聞き取り調査に行ってきたりして、いろいろ私も調査した中身を考えた場合に、2019年の7月、つまり私どもが2019年の6月の27日に行って、そしてその翌月、7月に有望な区域として公表されたのです、由利本荘市は。それで、2020年の7月に促進区域に指定され、つまりは7月から1年後に指定されて、実際先月のたしか27日か何かで事業体が5つ公募に応募して、締め切ったわけですよ。たしか5月の27日だと思います。締め切って、それで国が11月に事業体を公表すると、選定するということになっているわけです。そうしますと、今回例えば我々がこの7月に有望な区域になった場合に、2年後にはある程度そういうようなところまで行ってしまおうということまで来ているのではないかと私は推測するのです。ということは、全国的にも9番目ぐらい、促進区域になるという可能性を秘めて、それでその中で新潟県ではもちろん一番最初やると。平成14年のときに、若林市政の最後の年だったと思います。その年に岩船港と塩谷との間に鹿島建設が海岸沿いに500メートル、岩船の町から500メートルぐらい離れたところに、海岸のところに風力発電造りたいということで、調査させてくれと行って風況調査やったのが約20年前です。それから、今から11年前ぐらいに洋上風力のほうにシフトして行って、日立造船とか、ああいう形でなりましたよね。ですから、もう20年以上岩船ではこの洋上風力発電並びに陸と海との間のところに調査が入っているというのがあります。私は、やっぱり岩船の港、これの活用というのと、それから塩谷の今の浸食問題、そういうのを踏まえた中で、それから岩船では前々からプレジャーボートの係留地の問題とか、そういうのも含めて県にお願いするのに一番いい絶好のチャンスだというふうに思っております。今の計画だと、大体胎内市のほうが4分の3、村上市の区域というのは4分の1で、向こうのほうはすごくやる気あるのだけれども、村上

市のやる気が見えないというようなところまで、県の担当者とかに6月の9日に何とか頑張ってもらいたいと言われてきているので、私は岩船の港を中心に新しい産業をつくるために非常に重要なプロジェクト、ましてや民間で2,000億円とか3,000億円とか投資してくれるところなんか今どきないです。そういうようなところを踏まえた場合に、一生懸命に、前環境課長であった田中課長は頑張って去年の暮れのとくに利害関係者に説明とかよくしてくれたというふうに県でもおっしゃっていたので、今地域経済振興課長になられた田中課長に、経済的な面で洋上風力の与える影響というのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章穂君） それでは、今議員のお話にもありましたとおり、岩船沖、当時は当初計画で22万キロワット、そして事業規模で1,000億円をちょっと超えるぐらいの事業規模でした。今その2倍、3倍というのは、おそらく今〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕事業者側が独自に環境アセスをしている計画発電量がたしか40万キロワットと72万キロワットですので、単純には事業費の比較はできませんが、ただ岩船沖から比べますと、議員のお話のとおり約2倍もしくは3倍近くという事業費を考えると、やはりこの経済的な波及効果というのは非常に膨大になるのだらうと思っております。ただ、地域経済としましては、私の立場としましては市内の事業者の技術力であるとか、あと人材であるとか、そういったものをいかにして新たな産業の創設等に生かせるかの部分であります。なかなか相手となります発電事業者がまだ明確になっておりませんので、なかなかその部分はまだつかみづらい状況にあると思われまして。ただ、今後におきましても本市の企業の皆様の関与をいかにして深めていくことができるかという点につきましては研究を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） それで、由利本荘市議会には洋上風力、北側と南側と今やっているということで、議会内で事務局でも担当者がいまして、それで私何度かメールのやり取りさせてもらったりしているのです。それで、一番大事なことは、私6月9日に県の担当者の方にも聞いたのですが、有望な区域になった後の例えば促進区域になる2年ぐらいの間に議会に議案として提案するものというはあるのでしょうかということを知ってまいりました。というのは、この前も私3月定例会のときに議案がいろいろ市長提案で出てくるのでないかというふうに思っていたのですが、そうでもないということに気づきまして、それで由利本荘市議会の市議会として理事者側から提案あったものがあるのでしょうかということで、促進区域になるまでに議案として提案されたものはありますかと言ったら、それは全然ありませんと。それで、では議会としてどういうふうに取り組んできたのですかと言ったら、任意の勉強会で4人の議員が風力発電に関わる幹事会というのをつくって、それでその人たちがいろいろ情報を集めたのを議会に発信していたということで、それで、で

はあとほかに何にもなかったのですかという話をしたのですが、1個だけ、令和元年6月18日に由利本荘市と由利本荘市議会が合同要望という形で、再生可能エネルギーの利活用推進における環境などへの配慮についてという項目で環境省と県など、秋田県に要望書を提出しているということを考えてみると、再生エネルギー海域利用法でもって進められていくときに、法定協議会というのは利害関係者、つまり新潟漁業協同組合とかというのの組合長、そして村上市からは市長1人ですわね。ほかのところ、銚子も調べましたし、由利本荘市も調べましたし、青森も調べましたけれども、その法定協議会というのは、市からは市長1人なのです、出るのが。今回の場合には、例えば胎内市とだったら胎内市長と村上市長と2人出ていくのだと思うのですが、このように新潟県議会でも今まで新潟県議会で議案等の提案とかありましたかと言ったら全くなかったということだし、それはいろいろな議員には村上・胎内市沖の洋上風力発電の進捗状況についてはお話しさせていただいているということだけで、議案として出てこない〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕ということを考えて場合に、一番やっぱり重要になるということは、胎内市長と村上市長の、はっきり言えば力関係というのか、一生懸命に頑張ってもらいたいという、2人でもって一生懸命に頑張って推進してもらいたいということしか私は言いようもないのでないかなというような気はするのですが、その辺について、前には村上市の知見を胎内市とあれして事務局を一緒にするなんていっても、今どうも事務局もやっていないような気がするのだけれども、本当に2人、例えば胎内市の市長の話は前のめり過ぎて、私もいろいろ聞いてはいるけれども、前のめり過ぎているところあるのだけれども、市長は前と違って、今環境にも留意してとかと中立の立場みたいなところも見えるので、その辺の考え方というのか、そういうものを最後にもう少し、本当に推進する立場で考えているのだったらもう少し言葉でぜひ発信してもらえればなというふうに思っているのですけれども、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず、当時から環境には配慮してくれということは私申し上げておりましたので、声のトーンの変化というものはあるかもしれませんが、それが小さい声になったから、推進でなくなったということでは決してありませんので、当時からも私どもの大切な三面川の鮭の遡上、この文化は絶対守らなければならないということは内水面・海面の皆さんにも申し上げてきましたし、県また国、それと専門家の先生方にも申し上げてきました。その結果、村上市独自のアセスメントということで、内水面の特定の魚種についてのアセスメントも行うのだというところまで突っ込んで取り組んでもらったわけでありまして。そういった経緯を踏まえて、私も丁寧に地域に歩かさせていただいて、説明をしました。いろんなご意見がありました。そういったことを全部含めて、胎内のほうに知見としてお届けをしています。よく井畑市長ともそのことについて、井畑市長もいろいろな形で対外的にアプローチをかけるときには私にもご連絡をいただいて、こうするよ、ああするよという話はいただいておりますので、そのところは連携しっかり取れていって

いるのだろうかというふうに思っております。実際に法定協の組織立てについてまだ私はブリーフィング受けていませんので、どういうふうになるのか分かりませんが、その辺のところを含めてこれからどういうふうな形で進めていくのかという、非常に重要です。先ほど申し上げましたとおり、地域の活性化に資するための側面、それと我々がこれまで先人がつないできた環境、こういった自然環境を含めて、これをまた引き続き後世につないでいく、これも大切な側面、ですからこういったことを全てしっかりと実現できる、継続できるような仕組みづくりという意識でしっかりと私が発言をするという立場になればしていくべきなのだろうなというふうに思っております。私たちは、これからの世代の人たちにこの地でしっかりと生活をしていただく、なりわいとして生活を継続していただくという大きな責任もあるわけでありますから、それが洋上風力発電事業が進むことによって大きな核となるということ、これは本当に大切なことだと思っておりますので、しっかりと推進はしていかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） あと1分しかないので、あれですが、つまり今までも根にあった系統の確保とか、それから利害関係者の特定の調整というのはまず解消したというふうに思ってもらいながら前に進んでいっていただきたいと。3月の18日には岩船商工業会でも勉強会をやりました。なるべくもっといろいろな人たちと勉強し合いながら推進に向かっていきたいという覚悟を聞いてきましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで長谷川孝君の一般質問を終わります。

---

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会いたします。

また、明日は午前10時から一般質問を行いますので、皆様には定刻までにご参集ください。

なお、午後15時10分から第1委員会室において議会運営委員会が開催されますので、ご参集を願ひます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時55分 散会